

午前１０時３０分開会

○岩佐分科会長 おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会企画総務分科会を開会いたします。

欠席届、出ています。麴町出張所長が出張公務のため、富士見出張所長が公務のため、和泉橋出張所長が午後５時以降、子の看護のため、法務担当課長が家族の看護・介護のため欠席です。

まず、決算調査の進め方についてお諮りいたします。

当分科会では、議案第４３号、令和６年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてのうち、企画総務委員会所管分を調査いたします。

本日の日程、資料をお配りしております。決算調査についての案をご確認ください。

調査方法についてです。理事者からの説明は、決算関係資料の配付をもって代え、主要施策の成果や特に説明を要する場合のみ、目の冒頭で説明をお願いいたします。各部調査の冒頭で、令和６年度決算の特徴や成果などの説明を受けます。原則として、目ごとに質疑を受けますが、事項が少ない目については、項ごとに質疑を受けます。

理事者の出席についてです。原則、所管調査部のみの出席とし、それ以外は自席待機とします。

調査日程に入ります。

本日は、地域振興部所管の歳入歳出の調査を行います。歳出は、項で言うと、１、地域振興管理費、２、総合窓口費、３、税務費、４、文化学習スポーツ費です。

次回、明日１０月２日は、政策経営部、会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局所管の歳入歳出などの調査を行います。

４、分科会決算調査報告書についてです。「分科会で議論された項目」及び「総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付した上で、１０月７日火曜日午前中までに予算・決算特別委員長に提出します。

ここまでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

次に、持参資料を確認します。決算書、決算参考書、決算関係資料、主要施策の成果、決算審査意見書等、事務事業概要です。こちらの資料につきましても、タブレット等での閲覧も可能となっております。

なお、委員が分科会の記録作成等のため、後方の席にて――あ、失礼しました。職員が分科会の記録作成のため、後方の席にてパソコンを使用しますので、ご了承ください。

限られた時間での調査となりますので、説明、質疑、答弁、いずれも簡潔になるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、調査に入ります。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。地域振興費、決算の特徴や、まず――失礼しました。地域振興部所管、地域振興費の調査です。

まず、６年度決算の特徴や成果などの説明をお願いいたします。

○印出井地域振興部長 おはようございます。本日は、地域振興部所管の令和６年度の決

算審査ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

私ども地域振興部は、第4次基本構想に基づきまして、その将来像の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいるところでございますけれども、具体的には、やはり安全・安心を基本としながら、人と人とのつながりを育むコミュニティ振興、それから地域の活力を生み出すような商工産業振興、さらには区民の暮らし、人生を充実させる生涯学習・スポーツ振興、そして千代田区の伝統文化を継承する取組、文化芸術の振興、多様性を尊重し合う社会づくりなど、多岐にわたる事業を展開しているところでございます。また、地域の窓口である出張所の運営、それから区政全般を支える住民基本台帳とか戸籍とか税務と、そういった事務なども担っているところでございます。これらの業務の予算執行について、今回の決算に反映されているところでございます。

令和6年度の地域振興費の決算、私どものほうは、ほぼ地域振興費でございますけれども、約61億6,000万円ということになりまして、執行率は83.1%でございます。ただ、この中に、令和6年度補正で頂きました物価高騰のギフトカード事業、約4億9,000万が7年度に繰越しになっていますので、若干、実質的な執行率は、若干ですが、83.1%より高くなっているかなというふうに思っております。

それから、昨日の予算・決算特別委員会でもご議論、ご指摘ありましたけれども、取りわけ住民基本台帳や戸籍、それから税務といった基幹的な業務、地域振興部におきましては、そういった業務を担っておりまして、内部統制の課題と、それから出張所等においては、やはり中堅層が脆弱化する中で、若手職員の人材育成ということにつきましても、6年度の業務執行の中でも、課題として強く感じているところでございます。

本日は、各課長から事業の決算内容や執行状況についてご説明申し上げますので、ご審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

今のご説明に対して、質疑とかありますか。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 それでは、項1、地域振興管理費の目ごとに調査を進めます。

初めに、目1、地域振興総務費、決算参考書192ページから197ページについて、執行機関から特に説明を要する事項がありましたら、お願いします。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、目、地域振興総務費のうち、ページ194、195ページをお開きいただけますでしょうか。ページの最も下にございます千代田区定額減税補足給付金につきまして、補足して説明をさせていただきます。主要施策の成果59ページでございます。

本件は、物価高騰による負担増を踏まえ実施する、所得税及び個人住民税の定額減税におきまして、定額減税し切れないと見込まれる方に対し、給付金を支給するものでございます。

こちらは、令和6年第2回区議会定例会におきまして、令和6年度一般会計補正予算第1号として、給付金1億9,200万円、事務費1,474万9,000円、計2億674万9,000円について、ご議決賜ったものでございます。

また、本件事業の実施に当たりましては、事前の準備ですとか、対象者の方への確認書の送付、受付、コールセンター、その他について、昨年の7月から事務室を開設する必要

がございましたことから、決算参考書にも掲載させていただいておりますが、1,300万円を予備費で対応させていただきましたため、結果、事務費の予算額が2,774万9,000円となったものでございます。

今般、実施の結果、事業実績にございますように、4,848名の対象者の方に対して、4,510件の給付によりまして、諸条件の見込みに基づき実施した、令和6年度定額減税補足給付金事業を完了いたしました次第でございます。

補足のご説明は、以上でございます。

○皆川安全生活課長 失礼します。補足で説明させていただきます。

決算参考書194ページ、195ページをご覧ください。目、地域振興総務費、19番、安全・安心事業支援、（2）防犯カメラ設置補助につきましてご説明させていただきます。

予算の概要及び主要施策の成果での記載はございませんが、状況等について、ご説明させていただきますと思います。事務事業概要は、224ページでございます。

本件は、区民の安心・安全な暮らしを支える環境を構築するために、町会単位の地域団体、商店街等が設置する、防犯カメラの設置費用の一部を補助するものでございます。

令和6年第1回区議会定例会におきまして、令和6年度一般会計予算として5,142万2,000円、ご議決賜ったものでございます。

令和5年8月までに、各町会に対して、令和6年の防犯カメラの新規設置台数、更新台数、維持管理費等を調査していただき、その調査結果に基づき、予算計上したのになります。

執行状況といたしましては、令和6年度になって、町内会の事情により、新規設置が見送られたことにより伸び悩んだものでございます。

ご説明は、以上とさせていただきます。

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

説明は大丈夫ですか。はい。ご説明いただきました。

それでは、地域振興総務費は、事務事業、これは多いので、ページごとに区切って質疑を受けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

それでは、まず192ページから193ページまで、1、町会等地域振興事業から、13の消費生活センターの運営について、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 まず、192ページの2番、町会・連合町会補助金のところについてです。最初に――いいですか、当該補助金は昭和40年に事業開始となっております。当初の交付額、算定方法、対象経費と、現在の定額世帯割方式に至るまでの主要な改定内容をご説明いただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今、米田委員ご指摘いただきましたように、町会補助金につきましては、昭和40年に制度が新設されてございます。この当時、1団体・1町会につきまして、3,000円の定額ということで交付をさせていただいております。

一方で、この設置の目的、補助の目的につきましてですが、この昭和40年当時の資料が実は現存しておりませんで、細かい目的等々に関しては、ちょっとひとくことはできない状況でございます。ただ、昭和50年以降、事務事業概要が存在しますので、そちら

でいきますと、例えば昭和55年には、区内の公共的な地域活動を行っている町会に対し補助金を交付することにより、その活動の自主的発展を促すというような目的が記載されておりまして、多少の変遷はございますが、今日に至って、似たような状況で、目的としては、やっている状況でございます。

また、変遷といたしましては、かなり細かい部分がありますが、翌41年には、単価が5,000円に変わっているという状況でございます。44年になりますと、7,500円という単価でございます。

一方、昭和50年に、単価、ベースの7,500円というものはそのままなんですけれども、どうやらこのときに世帯割という考え方が出たようで、このときに1世帯67円という数字が記録に残っている状況でございます。2年後にベースが1万2,000円、世帯割の1世帯当たりが200円に上がっております。また2年後にはベースが1万8,000円、世帯割の単価が300円。その後、55年にベースが2万8,000円。

その後、一、二回、似たような変遷がありますが、大きく変わったのが昭和63年。どうでしょうか。こちらが、61年、62年までが、ベースが3万8,000円だったんですけれども、この年に、まちづくりに対する助成という名目で、ベースが13万8,000円に上げられているという状況でございます。なお、参考までに、このときの世帯単価としては、355円を交付しています。

次に改正されたのが平成3年、こちらはベースが16万5,000円ですね。こちらは町会運営費の増及び町会活性化促進のための追加という名目があったというふうに記憶してございます。このときに、世帯割が、1世帯当たり640円。

その後、世帯割が少しずつアップはしておりますが、また次の大きな変更が平成14年でございます。平成14年に、ベース、均等割と申しておりますが、こちらが19万円になりまして、世帯割が800円と。

その次の大きな改正が19年度でございまして、ベースの19万円は変わっていないんですけれども、世帯割の考え方として、世帯数区分というものを設け始めまして、このとき600円から900円という、段階制というんでしょうか、を設けたものでございます。

現状、最後の改正は、平成20年に現在の22万円のベースになりまして、今に至っているという状況でございます。

説明が長くなり、申し訳ありません。

○米田委員 はい。ありがとうございます。推移、教えていただいて、ありがとうございます。

昭和40年当時の補助額を現在の物価水準に換算した場合、今教えていただいたとおり、現行の22万円、定額世帯単価、大体900円から600円、現行になっていると思うんですけど、これは増額なのか減額なのか、また、長期的に見て、町会にとって実質的な支援水準、これはどのように推移しているのかもお聞かせいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 実際に、昭和40年当時、1団体当たり3,000円が、今の物価換算でどれぐらいかというのは、申し訳ありません、ちょっと算定をしたことがございませんので、今に換算すれば、当時の3,000円は幾らぐらいというのは、ちょっとご答弁さしあげられない状況でございますが、今、例えば1団体、ベースとして22万円、それから世帯数に応じて600円から900円の単価を掛けて交付させていただい

ているというところでは、恐らく当時の3,000円に比して見れば、かなり交付額、率というんでしょうか、としては、多いのではないかなという感触ですが、そのように受け止めているところでございます。

○米田委員 恐らく増額になっているのかなと、幅広で、感じました。で、お隣の港区では、会員数に応じた刻み換算や、加入率に応じた支給割合の調整が行われています。中央区や新宿区は、事業助成型を重視していますと。本区の定額世帯割方式は、こうした近隣区と比べて妥当という考えでいいのか、また、比べてどうなのかというのもお聞かせいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 今、米田委員から、幾つか例示をしていただいております。23区を調べてみたときがありまして、手元にあるのが、ちょっと最新の情報ではないんですけども、千代田区と似たような方式、基本額があって世帯割を行っているところが、その他で1、2、3、4、5区程度あります。千代田区以外で5区程度ございます。また、今、例示を頂いた港区さん、こちら世帯割のみという区分で、こちら把握しているところですが、その世帯割というのが、やはり5区ございます。また、その他の方式というのが4区程度あります。

単純な比較はちょっと難しいのかもしれませんが、額というだけで見た場合には、千代田区で交付させていただいている補助金額ですね、単価的なものについては、比較的上位、かなり1位に近い部類に入るのではないかなというふうに考えているところでございます。

○米田委員 私も町会へ戻ったときとか、近隣の町会に、その辺のことをよく聞かれていますので、そのように、千代田区としては、ほかの区に比べてかなりいいほうだという認識で、そしたら答えさせていただきます。

で、この補助金により、防犯や美化、コミュニティ形成によって、どのような成果が上がっているか、簡単にお聞かせいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 実際に、こちらは団体補助ということで、今議論いただいている、議論というか、ご質疑いただいているような算定方式によって、交付させていただいているというところでございます。

町会の規模によって、いわゆる会計規模というんでしょうか、それはかなり異なるかと思うんですけども、えてして1割近く程度でしょうか、まだ平均は取ってはいないんですけども、それぐらいの費用補助にはなっている、団体補助になっているだろうということで、この団体補助、運営補助でございますので、様々なところで、町会を運営するに当たって活用いただいているものと認識しているところでございまして、かなり大きくりな言い方にはなってしまうんですけども、そういった意味では、ほぼ全てが活用していただいているのではないかなというふうに受け止めているところでございます。

○米田委員 最大は、今問題になっている町会加入率、ここにつなげていくことが僕は大事だと思っているので、そこにつなげていけるように、しっかり支援していただきたいなと思います。

最後にしますけど、町会でマンション対応について、これについて、最後聞かせていただきます。

タワマンなどで、町会加入が低い問題がよく言われます。港区のように、加入率に応じて補助金を調整する仕組みを千代田区でも導入してはいかがかということも聞いたことが

あります。区の見解を、最後、お聞かせいただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 現在、近隣区では、マンションを自治会などに対してというようなことを聞き及んでいるところがございます。一方で、千代田区におきましては、現状、ご指摘のとおり、町会の持続可能性が非常に大変だということが叫ばれている中、現在、私どもでは、そういったほうの支援を今どうしようかということで取り組んでいるところがございますが、マンションの方々、またはマンションそのものの加入に関して、そういった方々を、加入をどうしていくのかということも、課題として捉えているところがございます。

また、その加入を促進したときに、マンションを構成する世帯ごとになるのか、建物、管理組合さんなどをお願いをして入れていただくのかというのは、それぞれの町会、そこにある町会の個別の事情もあろうかと思っております。いずれにしても、今、アンケート調査なども行ったり、ヒアリングなどを行わせていただいている中で、改めて、そういったことに関しても、ニーズをちょっと聞き出しながら、対応を検討してまいりたいと思っております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。ほかに。

○はやお委員 あんまり、この町会補助金のところは触れたくないところなんですけれども、触れたくないというよりは、非常にここはいろいろと、町会の定義どうするんだとか、そういうところのちょっとセンシティブな話なんで、じゃあ、そうは言いながらも、確認したいことがあるのは、ちょっと質問が補助金で出たんでね、まず、結局は、町会補助金ということになると、団体補助であると。そして、全庁的にということなんで、本来であれば政経部長が答えることなのかもしれないんですが、今後は、この事業補助、そういう大きな流れがあるというふうになっていたと思いますが、今現在どのような流れなのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 団体補助に関しましては、はやお委員ご指摘のとおり、または過去にもいろいろ議論をしていただいたというふうに、私のほうでも記憶しております。現在、財政課等とも、団体補助の在り方ということでは、大くくりの部分は、基本の部分は検討していただいているという中で、私どものほうで、町会の団体補助等、活動事業助成などの事業助成について、やはりどういうふうにやっていこうかというのは、検討というか、悩んでいるところではございます。

一方で、やはり事業補助化をしていくほうが本来であろうというところで、現在、団体補助の構成しているのが、先ほどご指摘いただいた、美化・清掃ですとか、見守りとか、そういったような活動に資していただく、または通常の町会の運営に資していただくということで、いわゆる概念を持っておりますので、そういったものが果たしてどういう内訳なのかというのを、改めてちょっと積算したりする必要もあるのかなという、考えてはいるところですが、まだ、ちょっとそこまでに至っていないというのが現状でございます。

○はやお委員 ここのところについては、昔の話になっちゃう。補助金を総合的に洗い出して、今後、どういうふうに事業補助と団体補助をしていくのかという話があったと思うんですね。それが、今日はちょっと所管が違うんで、答弁できないと思うんですけども、その辺のところ整理された中で、例えば今後の、お祭りというとあれですけど、文化的なものの調査が入るという流れの中で、整理されていくことだと思うんですけど、その辺

はどういうふうに考えているのかということと、それと、団体補助から事業補助になっていくという大きな経緯というのは、実は体協さんの団体補助については、非常に安定的に運営はしてくれたんだけど、でも、文化関係のところについては、いろいろ課題が出た。そういうところから、事業補助の考え方というのを整理しなくちゃいけないんじゃないかって話になっていたわけです。だから、安易に、このところだけをピックアップしてということではなくて、全庁的に、どういうふうにこの補助金体制を整理するのかというのが、以前からずっと脈々と課題になっていたんですね。だから、そこをどうやっていくのかということがあるからこそ、補助金の在り方をもう少し総合的に整理する必要があると思うんだけど、答えられる範囲でいいから、教えてください。

○赤海コミュニティ総務課長 現状、コミュニティ総務課長、私の認識といたしましては、団体補助の中でも、私のほうで担当させていただいております町会さんの補助金の総額が、かなり大きなウエートを占めているのではないかなというふうに認識しているところでございます。よって、先ほど少し答弁させていただきましたが、まずは、やはりこちらのほうを、やはり深掘りをしながらというのが、補助金、団体補助金全体の流れの中で、重要になってくるのかなという認識でいるところでございます。

○はやお委員 こちらで最後。はい。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい、はやお委員。

○はやお委員 ちょっとこの辺のところまで、かなりセンシティブというのは、やっぱり今度は町会の定義を明確にしていけないと、例えば訴訟問題になったとき整理がつかないということで、大きな課題の一つであったということは認識させていただいて、軽々に対応というのは難しいと。でも、やっぱり間違いなく町会の活動ということの中で、やっぱり地域のコミュニティを醸成・形成しているということも事実なんで、そのところを合理的に整合性を取って、今後とも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今、はやお委員ご指摘のとおり、ただ単純に、分析しました、こうですというわけにはいかないだろうというふうに考えております。おっしゃるように、合理的な理由ですとか、おっしゃるように、町会の定義はこうであるからこそ、こういったものに対して補助をしていくというものをですね、やはり整理していくべきであるというふうに受け止めてございます。検討してまいりたいと思います。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

昔、補助金の在り方に対する意見書とかをもらって、いろいろ検討したことがありましたよね。何かそれ、どこまで展開されているんだろうというのは、ちょっと正直なところ、意見書をもらって終わっちゃったなという感があるんですけども、またちょっと、どこかでご報告していただければと思います。

ほかに質疑ございますか。この補助金（発言する者あり）町会補助金に関してはよろしいですか。（発言する者あり）町会補助金で。はい、関連で。

のざわ委員。

○のざわ委員 関連で。すみません。まず、関連で二つ。

一つは、このマイナス40万9,000円の、これ、何で下がったんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 こちら、決算参考書の中で、2番、町会・連合町会補助金で、マイナス40万9,000円のことをご指摘いただいているかと思います。こちらで

ございますが、40万9,000円を別の事業に流用させていただきましたもので、この数字になってございます。加えてご説明させていただきますと、少し下、ご覧いただいて、5番の地域コミュニティ活性化事業というのがございます。こちらの事業に充てさせていただいたというものでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。失礼いたしました。

あともう一つ、先ほどちょっと、はやお委員の中のお祭りの研究というのがありましたので、ちょっと私、今度研究の中で、簡潔に申し上げまして、町会のお祭りの、おみこしを担ぐ休憩所に、よく休憩所のお菓子、お酒の費用を出してくださいというご要望があって、当然、おみこしが上がる上がらないの地域もありますので、税の公平性からすると、なかなか難しいという状況の中で、今度、お祭りの研究・調査をするという中で、例えば全部の町会に関連する公平性の担保といたしまして、江戸の天下祭の、本当、過去のような、江戸時代みたいな大きなほくらとかを作るようなところまで、もしくは、その運営に関してNPO法人等を立ち上げて、そこから全面的におみこし等々、全町会に公平性を担保する形で、そのお祭りを盛り上げていくとか、そういう考え方も、一つに、研究の中にしていただきたい、していただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○岩佐分科会長 ちょっと休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時02分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。

のざわ委員の質疑の答弁からお願いします。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまの、のざわ委員のご指摘の中で、町会の活動の中で、とりわけ祭礼の部分についてご指摘がございました。祭礼文化の研究という観点で、私のほう、担当しておりますので、お答えをいたします。

町会の活動の中で、祭礼というものが地域コミュニティの求心力として大きな役割を果たしてきているであろうという仮説に基づき、企画総務委員会でもご報告させていただきましたが、今年度、祭礼文化の研究というものを進めてまいっているところでございます。

その中で、祭礼を構成する要素を、まずはしっかりと洗い出す、神事にまつわるもの、コミュニティの求心力に関わるもの、こういったところをまず整理をした上で、全体として、区としてこういった部分に活動の支援ができるのかというものを精査をして、今後の支援の在り方につなげていきたいというふうに、現時点で捉えているところでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかに、町会補助金のところありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 じゃあ、補助金はここで、はい、終わらせて、ほかに、この192、193ページから質疑をお願いします。

○田中委員 8番の地域の歴史継承事業のところをお願いいたします。これ、当初予算が677万で、執行率が78%で、不用額が150万弱となっているんですけども、これ、現状、まちの記憶保存プレートと町名由来板に使われていると思うんですけども、このぐらい不用額があるということで、DXを取り入れて、地域の町会でもいいんですけど

も、そういう文化的な資料とかをデジタル化する事業とかも含んでいただいてもいいのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、こちらの、以前もいろいろご指摘いただいている事業かと思っております。こちら継承事業、現状やっているものに関しましては、QRコードを少しずつ付して、ホームページでの説明、追加説明などをするように、今、努力をしているところでございます。

今ご指摘いただいておりますのは、これに加えて、さらに地域の資源のデジタル化を図ってはどうかということかと思えます。そうですね、まちの記憶保存プレートそのものが、以前もご指摘いただきましたが、エントリーを頂いてやっていくというスキームがございまして、まずは今、既存のものに関して、デジタル化というものが、どういうふうな形がデジタル化となっていくのかというのは、ちょっと、まだ検討はしていなかったところでございますが、そういった意味では、この事業の中で、そういったものを取り組んでいくのか、または、これに限らず、様々な文化的資源、歴史的資源というんでしょうか、そういったものを総合して、デジタル化を進めていくのかということに関してということになるかと思えますので、そちらはDX担当ですとか、あと、文化財担当と、ちょっと調整を図りながら研究してまいりたいと思います。（発言する者あり）

○田中委員 文化財の保存、DX、デジタル化に関しては昨日のご説明でもちょっとあったと思うんですけども、そちらだと、日比谷図書文化館のほうでの管轄になると思うんですけども、それとは別に、地域の町会の方々のご要望もありますので、（発言する者あり）そのような面でのという意味でお話ししたんですけれども。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただいたのは、例えば町会などが保有しているようなものの、文化的、歴史的なものについてのデジタル化ということでございますね。

（発言する者あり）あ、はい。失礼いたしました。ええ。そういったものに関しては、デジタル活用支援事業ですとか、今検討している町会支援プログラムのときに、それは費用面とかではちょっと今はまだ措置はできないと思うんですけども、各町会のニーズを聞いたり、こういう、例えば町会の記念誌ですとか、広報誌というんでしょうか、会報、そういったものをデジタル化したいということの相談に応じながら、ニーズに応じながら、今後、費用面でどうなのかということがあるかと思えます。先ほどご議論いただいた町会補助金というものもございまして、そういった中で、総合的にちょっといろいろ検討させていただければ、研究させていただければと思っております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐分科会長 はい。ほかに、この歴史継承事業はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。（発言する者あり）ご質疑ありますか。

○のざわ委員 7番の大学等との連携。これは予算比がマイナス187万円になっておりますが、これはご理由はいかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 決算参考書192ページの7番、マイナス——あ、失礼しました。7番、大学等との連携で、187万円マイナスとさせていただいておりますのが、こちら他のも事業へ流用させていただいたというものでございます。

こちらですが、ページをおめくりいただきまして、194ページの21番、財産管理というところがございます。この財産管理というのが、コミュニティ総務課が所管させていただいておりますプラットフォームスクウェア、まちみらい千代田が入っている建物ですとか、西神田の併設庁舎、こちらのほうで、ちょっと緊急的に手を入れなければいけないという修繕、工事が入りましたもので、そちら、この財産管理の予算が不足を生じたため、大学連携の補助、補助の中で執行残がもうあったということで、こちらのほうに活用させていただいたというものでございます。

○のざわ委員 この大学との連携、今後、今回、ある一定の成果を収めていらっしゃると思うんですが、これからやはり千代田区、各大学、物すごく優秀な先生がいて、優秀な知財を持っています。これを活性化するための今後の大学等との連携は、どのようにお考えになっていらっしゃるか、教えていただけますでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 大学個々の活性化というのは、恐らく大学さんのほうが、私どもコミュニティ総務課より、よっぽど活性化をしていただいているかなと思っているところでございますが、今、枠組みの中で、私どもで取り組ませていただいているのが、年に1回ではありますけれども、学長と区長の懇談会を開いたり、また、12大学と連携を図っている中では、各所管に直接大学さんがオファーをして、様々な連携をなさっているというふうに聞き及んでございます。

令和6年度のこういった連携をしてきたか、こういった連携事業をやってきたかというのは、今、調査をかけている最中でして、手元に資料がなく申し訳ございませんが、毎年、かなりの数の大なり小なりの連携をしているという状況がございまして、現状でも比較的活発に相互でやり取りをしているという認識でございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかに。

○はやお委員 関連。

○岩佐分科会長 はい、はやお委員。

○はやお委員 ちょっと分かりにくいのが、本来であれば、冒頭のところで説明があってもいいことなのかなと思うんですね。というのは、何かといたら、予算の組替えをこちらに振っていますから、やっぱり一番聖域なというのは、予算を立てて、それがどう執行されているかということを読んでいかなきゃいけない。で、これをこういうふうに使っているとしたら、予備費に、一般事務費が予備費になるのかね。普通、何かその辺のところでもまとめてどんと行くんだったら理解できるんだけど、何かつまみ食いみたいな形でやられると、それぞれの項目がどういうふうに進捗したかって、分かりづらいじゃない。これはどういう考えの下でこういうやり方をしているのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 こういうやり方というのは、流用の……

○はやお委員 流用の……

○赤海コミュニティ総務課長 はい。大変恐縮でございます。先ほども触れさせていただきました例を用いさせていただきますと、例えば建物の修繕が急に必要になった、これは予算段階では各施設の状況などに応じて、来年度、こういったことをやっていこうということで、予算立てをさせていただいているところでございます。一方で、緊急に、例えば具体的な例で申しますと、非常誘導灯などが急に、やはりバッテリーの劣化が激しいとい

うのが急に判明したというような状況がございまして、それを一気に交換しなければいけなくなったというような、そういった法令に関わるようなものが急遽判明したというような場合があったということで、流用させていただいたという状況がございます。

では、その流用元はどうしたのかということになりますと、誠に恐縮でございますが、例えば千代田学から、今回、大学連携の中でも千代田学から、こちらの例で申し上げますと、流用させていただきましたが、千代田学に関しましては、前年の審査の結果、令和6年度に、その審査の結果のものに対して補助金を交付しているというスキームではございますが、予算要求段階では、まだ審査の過程の最中にありますもので、大体これぐらいという積算をさせていただいていたところでございます。また、千代田学で、審査の結果、想定よりも少ないというんでしょうか、対象になりましたということで、この修繕、建物の修繕をかけるときには、執行額がある程度判明していたということがございまして、また、まとまった金額がどうしても必要でございましたもので、こちらから流用させていただいたと。例を挙げて説明させていただきましたが、そういうような状況で流用をさせていただいていると。

○はやお委員 いや、いいんですよ。急にお金が必要になることは当然のごとくあるんですけども、こういうのというのは、判断をしていくときにね、どういう基準で、例えば予備費というのは、じゃあ、どこ、どこ、ある程度、予備費を当然のごとく目なり項なりで持っているんじゃないの。そうしたときに、こういう非常の場合はここから出すよとかというのは、決まっているのかどうかということなんですよ。というのは、それは分かりますよと。だけでもさ、そういうことで組み立てたものというのが、どういう予算編成の積み上げになっているかって、その中で我々はチェックをしているんだから、そして、こういうところをしたときに、財産管理のほうにも渡すんですよ、それも設備ですよといって、すごく性質的に異なることから来ているから、純然に、多少予備費を持っているんならね、そこからいけばいいんじゃないのという、その、何ていう、理屈づけがね、やっぱり予算の中にも必要だと思うんですよ。だから、そういったときに、これというのが常識的なのかよく分からないんだけど、こんなの、僕、ちょっと何か初めて聞いたような感じがするから、その辺のところを……。でも、ないんだろうけど、だから、そこを本当は政経部のね、あれが、控えがいれば、そのところで答えてもらって、こういう考え方で問題ないですよって、普通のとおりでですよって言うてくれれば、それでいいの。まあ、いいよそしたら。

○赤海コミュニティ総務課長 今、地域振興部という言い方、またはコミュニティ総務課の今審査いただいている内容として申し上げます。

各事業におきまして、またはコミュニティ総務、地域振興一般事務費というのが23番にございますが、こちらで予備で幾らぐらいというものはございません。全ての事業で、余力というものは、もともと持ち合わせていないというところでございます。

また、その中で、今申し上げたように、執行の中で、見込みも含めながら、緊急の事態がやはり生じたというような場合には、そちらの執行の見込みの中で、ここから流用できるのではないかとということで、課の中で工夫をしながら、対応させていただいたという結果でございます。

○はやお委員 財政（発言する者あり）そうそうそう、考え方だからね。

○印出井地域振興部長 補足。補足させて。地域振興部長ですけども。

○岩佐分科会長 はい。地域振興部長。

○印出井地域振興部長 予算でご議決いただいた中で、今お示ししたとおり、予算流用が認められるのは、予算の性格、目の中で（発言する者あり）目の中での流用ということなので、執行で対応させていただいていると。手続にあっては、財政課等の協議はありますけれども、そういった中で、一定の手続を取って対応させていただいたということでございます。おっしゃるとおり、ご議決いただいたところに沿ってということですけども、一方で緊急の事態、（発言する者あり）一方で未執行が見通せるという、二つの条件の中で、同じカテゴリーの中で対応したということなので、ご理解いただければと思います。

○はやお委員 また説明……

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 また説明してもらおう。

○岩佐分科会長 まあね、流用自体が駄目ということではなくて……

○はやお委員 それはない、はい。

○岩佐分科会長 その根拠とか、一定の手続とか、あまり行き当たりばったりに見えると、どうなのという、そういうご指摘ですよ。

○はやお委員 そうということです。

○岩佐分科会長 予算全体の考え方で、またどこかで。

はい。ほかにありますか。この192、193ページの中でのご質疑。（「なし」と呼ぶ者あり）なしですか。（発言する者あり）

はい、はやお委員。あ、米田委員。

○米田委員 区民宿泊助成について。11番ですね。すみません。令和6年度の延べ人数は1,675人と。令和4年から大幅に減少していますと。利用者が減少した要因と、コロナ後の需要回復期と、比較も含めて分析しているのか、まずお聞かせください。

○赤海コミュニティ総務課長 利用状況につきましては、減っているというようなご指摘でございます。こちらに関しては、以前も、この宿泊助成に関してはご指摘を頂いているかと思うんですけども、なかなか、ニーズがどうなのかとか、または周知がどうなのかということが、なかなかはっきりしていない部分がいまだにございます。一度、今年度中ですね、今提携している施設のほうに、お客様カードみたいなもの、アンケートを利用者に対してできないものだろうかというのは、相談したことがございます。ところが、なかなか施設側も、千代田区の宿泊助成を使っているお客様という、個々への対応が非常にやはり難しいというふうに聞いておりまして、今、そういったニーズが、申し訳ありません、繰り返しになりますが、把握ができていないという状況でございます。一方で、周知がどうなのかといいますと、周知に努めてまいりますというふうにご答弁さしあげたかと思うんですが、それ以降、かなり割増しの周知を図っているかというところ、それもまだきちんとし切れていないというふうに、自戒をしているところでございます。

一方で、先ほど来申し上げているニーズに関しては、または認知度もあるのかなと、周知の関係で。今、政経部にも協力してもらいながら、例えば区民世論調査で認知度などを聞いてみようかということで、今進めさせていただいているところで、現状、そういうような状況でございます。

○米田委員 そういうことだなと思います。一つの施設を言うのはあまり好きじゃないですけど、万葉荘さんなんかは、令和5年度、153名利用されていたんですけど、令和6年度、21人となっていると。こういったところもしっかり、何でこうなったかというのは効果検証していかないといけないと思うんですけど、その辺、しっかりやっていただきたいと思います。

で、周知方法もそうですけど、区報、ウェブサイト、SNSとか、町会回覧とか、やっていると思うんですけど、その効果測定、行っていないから、毎年毎年指摘されるのかなと思います。その辺、しっかり効果測定をやっていただきたいなと思います。

今、課長もおっしゃっていただきましたけど、年代構成や家族層、この辺もしっかり効果測定して行って、利用促進につながるようにしていかないといけないと思います。この辺のところ、もう一度ご答弁いただけますか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、利用者層ですとか、年代ですね、そういったことを含めて、確かに分析はしていく必要があると思っています。事業をやっていく以上は、その効果を知る必要があると思っています。こういった効果検証ができるかも含めて、早急にちょっと詰めていきたいと思います。

○米田委員 はい。

○岩佐分科会長 よろしいですか。米田委員。

○米田委員 これはいい制度だと思うんです。ただ、今、物価高騰とか宿泊費が上昇している中で、これ、現行の3,000円、これはありがたいですけど、少ないんじゃないかという声もあります。こういった声もしっかり受け止めて、区で対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおり、今、やはり物価高で、宿泊費用がかなり高騰になっているというのは認識しているところでございます。先ほどご指摘いただいたように、効果検証を含めながら、利用者が限定、限定というんでしょうか、偏ったまま推移しているようであれば、単に費用を上げてしまうと、その人たちだけのメリットになってしまうという問題もあるかと思っていますので、効果検証を進めながら、助成額のアップの可能性についても検討してまいりたいと思います。

○岩佐分科会長 のざわ委員。

○のざわ委員 関連で。私も、今の3,000円のところ、慎重に分析は必要だと思いますけれども、物価高騰の折の上昇に関する検討は、いいという判断も、考え方もあるんじゃないかなと思ってまして、そのときに、ほかの、ネットから入るときの費用との比較等も検討の項目に今入れて、しっかりと効果検証していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 今ご指摘いただきましたのは、利用者の方がネットで予約をする際ということかと……

○のざわ委員 そうです。はい。はい。

○赤海コミュニティ総務課長 受け止めてございますが……

○のざわ委員 はい。

○赤海コミュニティ総務課長 実際には、この補助金の仕組みというのが、宿泊した方に交付をしているのではなくて、宿泊をしていただいた施設、提携、協定を結んでいる施設

に対して、区民の方がこの制度を活用して何人泊まりました、何泊しましたということに基づいて、施設にお支払いしているものでございますので、これがネット予約であろうと電話予約であろうと、この制度を使っていた場合にはその施設に対して補助をしているということなので、ご指摘のとおり状況になっているかと承知しております。

○岩佐分科会長 よかったですね。

田中委員。

○田中委員 12番の姉妹都市交流の推進のところなんですけれども、これは当初予算に予備費の流用の増額もあり、600万円の予算現額になっているんですけれども、執行率が37%、不用額が378万、これはどうしてこういうふうになったんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらも事前にご説明をさせていただきべきだった事案かもしれません。姉妹都市交流、この事業の中では、2年ごとということで、五城目町の方と千代田区民の方で、五城目の町の体育大会、千代田区の区民体育大会と同じですが、その大会と千代田区の区民体育大会の相互の行き来を2年に1回ずつやっております。昨年度は、千代田区の方を連れて訪問するという年度でした。こちらは、当初、五城目町さんから伺っていた日程で予算立てをしていたところでございますが、五城目さんの様々な水害など、いろいろな、様々な状況の中で、日程が年度の途中で変更を受けました。その変更を受けた日が繁忙期に当たっておりまして、予約をした飛行機などが繁忙期料金ということで、予算に不足が生じたということで、まずは、先ほど来議論させていただいている流用をさせていただきました。流用して準備をしたところ、ご記憶にありますでしょうか、昨年度、迷走台風があったかと思えます。ちょうど町民の体育大会がその辺りにバッティングしまして、ほぼ1日、2日前に、五城目町さんのほうから、非常に難しいでしょうから、今回は中止しましょうと、お越しいただかないほうが良いというお申し出を頂きまして、中止に至りまして、流用させていただきつつ、執行が、払うべきものはお支払いしたんですけれども、執行残になってしまったと。そういうような状況でございます。ご理解賜ればと存じます。

○田中委員 はい、理解しました。

これは実際にもし行われていたとしたら、どのぐらいになったという試算なんですか。行っていたらということで。

○赤海コミュニティ総務課長 少しお時間を頂いてよろしいでしょうか。

○岩佐分科会長 じゃあ、休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。

じゃあ、田中委員の質疑への答弁は、ちょっと分かってから頂くということで、ほかに質疑ございますか。

○のざわ委員 13番の消費生活センターの運営に行ってもよろしいですか。この事務事業概要125ページ、「キックン」なんですけど、これは非常に素晴らしいイラストで、もっともっと広がっていただきたいんですが、一応、この著作権フリーの状況は、区は担保されているかどうか、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちら、キックンでございますが、これは作成のときに区内の学校

との共同で作ったもので、著作権といたしましては、区のほうで保持しているという状況でございます。

○岩佐分科会長 のざわ委員。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

はやお委員。

○はやお委員 どこだったっけ。あ、ここです。9番の広報板運営、事務事業概要46ページになると思います。まず、そのこのところにつきまして、内訳、支出済額、実績が901万4,672円の、この主なところの内訳をお答えください。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらの広報板でございます。主にポスターの掲示・撤去業務を委託しておりまして、3階のジョブサポートプラザに委託をしております、こちらが790万8,000円余でございます、まず。

○はやお委員 はい。

○赤海コミュニティ総務課長 はい。それから、広報掲示板の移設、緊急に移設が必要になったような場合で、今の広報板を運営している事業者ではなく、どちらかというと区側の状況でというもので、移設をしたものが一つございまして、そちらが26万6,000円余。それから、現在、その広報板を運営している事業者に対する負担金といたしまして84万円。こちらが内訳でございます。

○はやお委員 すみません、これはPFI方式でやっていて、負担金というと、どのような内容なのか、お答えいただきたいと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 基本的には、広報板そのものの締結をしたときの設置費用ですとか、いわゆる年間の管理・運営と申しますでしょうか、維持・管理・運営を行っていただいているという、その中での負担金という位置づけでございます。

○はやお委員 まあ、スタートしたときに、このPFI方式というのは、私たち議会のほうも非常に、初めてのことであったから、平気なのかどうなのかというぐらいだった。そういう状況の中で、平成16年、つまり2004年からスタートして、約20年ぐらいたつわけですね。この辺のところというのは、ある程度の、何ていうかな、総括というか、どういうふうに分析されているのか。ここまでやって。定性的なこともあるでしょうし、定量的なこともあると思いますが、そこはどういうふうになっているの。

○赤海コミュニティ総務課長 こちらは、今ご指摘いただきましたように、PFI方式を取っております。こちらが今年度いっぱいPFI事業が終了する予定でございます。その後は、所有権など、こちらに移転をしてということで、今、そういったことを細かい部分で今調整をしているところでございますが、この20年間の効果とか、そういったものに関してなんですけども、このPFI方式が、あの広報板だと、防災案内板ですか、それを総じて広告収入で運営していくというスキームでございます。この広告収入、広告募集などに関しては、実際、ちょっと区が関与していないという状況で、その効果がどうだったかということに関しては、ちょっとお答えできない状況でございますが、この20年間、例えばポスターの申請件数が大分増えているとか、そういった側面での状況については、これからまとめて、機会を見てご報告をさせていただければと思っているところでございます。

○はやお委員 この辺のところについては、民間開放の在り方ということにもなっていくと思うので、どういう分野が、こういうPFI方式が適合し、そうでないところはどういうふうにしていくのかという、一つの先駆けでもあるので、その辺、ちょっと十分総括していただきたいと思います。

あと、もう一つが、結局、実際の広報板というふうな形になりますが、48ページのところに書いてあるポスター等の掲示状況ということで、コミュニティ総務課が受付をする分と、出張所が受付をする分があると。この辺の切り分けというのは、どのように。例えば面積でやっているのか、どういうふうにやっているのか。かなりケース・バイ・ケースということなんだろうと思いますけど、この辺はどのようにやっているのか。

○赤海コミュニティ総務課長 明確に、この部分はコミュニティ総務課、この部分は出張所という、明確な基準、判断を設けているところではございません。一方で、窓口を幅広くというような考えも、当初はあったろうというふうに推察しているところでございますが、地域に密着している部分、団体さん、町会さんの部分もあろうかと思います。そういったところで、出張所で受けていただいているというような状況。また、出張所で受けていただいているもの、これ、恐らくという言い方で大変申し訳ありませんが、出張所区域内で主に掲出してほしいというようなものが持ち込まれているというんでしょうか、お寄せいただいているというふうに認識しておりまして、区分けとしては、そういったような状況かなと思っています。もちろん、だからといって、区内全域に貼ってくださいというのを、出張所で受け付けませんよというわけではございませんが、そのような認識で運営しているという状況でございます。

○はやお委員 そういうことであれば、町会が、もし掲示したい、自分の町会だけ掲示したいとかということは、できるというふうに考えていいのか。いや、ある程度エリアがあって、その辺のところが細かくPFIさんのほうは対応してくれるのかどうかというのを答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 こちら、掲示の作業に関しましては、PFI側ではなくて、区がジョブサポートプラザにお願いをしているという状況がございます。コミュニティ総務課が受けているものに関してですけれども。出張所のものに関しては、出張所のほうで貼っていただいている場合もありますので、規模などによって、できる／できないという状況が生じてしまうかもしれませんが、この区域だけとか、そういったようなご要望には、なるべく応じているという状況がございます。

○はやお委員 ということになると、僕はPFIに多少払っているのかというと、ちょっとこれは勘違い。ポスターの掲示とか、剥がすのというのは、ジョブサポートさんがやるんで、それについての790万が、その費用であるということであるのかどうか、そこだけ、もう一度。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘のとおりでございます。

○はやお委員 はい、最後。ごめんなさい、分科会長。

○岩佐分科会長 はやお委員。

○はやお委員 また、あと、非常にこれは私見なんですけれども、また地域の方からも言われているのが、紙ですと、すごくぺらぺらしちゃって、いろいろと、何ていうんですかね、ちょっと見た目からするとというところがあるんですよ。その辺のところについて、

例えばラミネートでやるとか、大変な作業だと思うんですけど、この辺とかというのはどのように。うちのほうの区議会のほうも、紙で来ると、あらまあって感じぐらいに、何ていうか、雨にぬれるとね、もうしょうがないことなんですけど、この辺はどのように対策を今後進めていくのかをお答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 ご指摘いただいている状況、把握してございます。一方で、お持ちいただく団体等に対しまして、私どものほうから、費用はかかってしまうかもしれないんですが、ポスター、チラシに、掲出するものに当たっては、耐水紙またはラミネートをしてお寄せいただけないかというお願いをしているところでございます。

○はやお委員 じゃあ、区議会のほうはやっていないということですね。

○岩佐分科会長 やっていない。ゼロ、ゼロで。

○はやお委員 別に、それならいいや、ここで。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 結構です。はい。

○岩佐分科会長 ほかに、大丈夫ですか、こちらのページで。（「はい」と呼ぶ者あり）
すみません、私から1点だけ。

この1の町会等地域振興事業の中で、この6年度から町会青年部意見交換会がやられたと思うんですけども、これは有料なので有料で参加されていて、大変活発に行われたと聞いています。今年もやられていて。ただ、ほかの全町会、婦人研修会ですとか町会長の集まりというのは、基本、町会長さんたち手ぶらで行かれる、参加費を取られない。ここは違いがありますか。すみません。ご説明いただければと思います。

○赤海コミュニティ総務課長 昨年度で申し上げますと、町会長の皆様の研修会に関しましては、自己負担いただいている状況でございます。婦人部長、女性部長の皆様の研修会に関しては、いわゆる茶菓だけでしたもので、そちらは、6年度は区の費用のみで行っている状況でございます。7年度に、今年度に関しては、ちょっと費用を頂いているという状況でございますが。

青年部の意見交換会ですが、実は当初ではちょっと見込んでいなかったんで、状況でございまして、やはり町会支援を行っていく中で、今申し上げた研修会で、町会長さんですとか、女性部長、婦人部長の皆さんに、それぞれご意見を頂く場がふだんはある、または地域に出たときに大体お話を伺うことができるんですけども、実際に、イベントですとか、活発な活動が必要なときに、活動していただいている青年部世代の方々のお話、聞く場がないということがありましたもので、ただし、予算が組んでいなかったということがございまして、でも、ただ集まっていたいて、会議といっても、多分、なかなか活発な意見が出ないだろうということで、ささやかながら、場所の費用は捻出はしたんですけども、そこで少し飲食をしていただきながら、砕けた中でやっていただくにはどうしようということで、費用負担をしていただき、その費用で賄わせていただいたというのが、令和6年度でございます。

令和7年度に関しましては、予算化をさせていただきつつ、先ほど町会長、女性部長、婦人部長の例を出しましたが、同様のスキームで、負担金といいましょうか、頂きながら、開催をしたというような状況でございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。大変、すごい好評な、もっとこれをやっていた

だきたいとか、むしろ盛り上がると思うんですよね。ただ、やはり皆さんお仕事の後に来られて、忙しい中で参加される中で、負担金の出し方というのは、各町会、ちょっと考え方が違いますので、ちょっと町会さんとしっかり話しながら、負担のない、負担をゼロにするということではないんですけど、あまり負担にならないようなやり方はしていただきたいなと思います。すみません。ありがとうございます。

それでは、この192ページ、193ページ、ここの質疑は終わらせてしまいますね。終了いたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 次に、194ページ、14の男女平等推進事業から195ページ、24、千代田区定額減税補足給付金について、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 14番の（2）の中小企業、これは毎年やらせてもらっているんで——いいですか。14番の男女平等推進事業の、（発言する者あり）右の、（発言する者あり）はい、中小企業従業員仕事と家庭の両立支援。

これは毎回言わせてもらっていますけど、本当、よくできたスキームで、利用率も高く、ほぼ100%。いい事業だと思っております。で、毎回聞かせていただいているんですけど、一昨年のとき、ご答弁いただいていたんですけど、この事業をやりながら、効果が見えていないというのもありました。昨年度の実績を踏まえて、支給件数や交付額の増減が、実際に両立環境の改善にどのように結びついたのか、どう評価しているのか、改めてお聞かせください。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 ご指摘いただきました中小企業従業員仕事と家庭の両立支援につきましては、そうですね、予算額から、申請件数が大幅に増えてございます。予算に対して、執行状況につきましても、件数といたしまして143件の実績がございまして、予算につきましては、国際・平和事業から流用する形で、200万円を増額して執行いたしました。

こちらの効果検証についてなんですけども、私ども毎年実績を計算しておりまして、実績は年々増加傾向にございます。こちらにつきましても、今年度も申請件数はかなり多くなるかなというふうに見込んでございます。

こちらの実際に申請した後、支給した後、その後どのように活用されているかということまでは、こちらはまだ確認ができていないところではございます。しかし、来年度も、この事業は引き続き続けていきたいと考えてございますので、こちらの事業者のほうにアンケートを行うなどして、事業のほうの見直しは随時行っていきたいと考えてございます。

○中田文化スポーツ担当部長 補足して、ご答弁申し上げます。文化スポーツ担当部長です。

○岩佐分科会長 文化スポーツ担当部長。

○中田文化スポーツ担当部長 こちらの件ですが、今、課長からございました。で、実は来年度、男女平等に関する計画を見直すということがございまして、今年度はアンケートを実施しているところです。そういった中で、こういった皆さんご意見をお持ちなのかといったところも、ご意見を伺いながら、今後の対応なども検討していきたいと考えております。

○米田委員 かなり利用率が高くて、これは非常にいい事業なんで、制度的には、私、問

題ないと思っているんです。ただ、両立環境にどのように役立ったかというのは、定量で測定していただきたいなと思っているんで、その辺はしっかりやっていただきたいなと思っています。

この制度は、商工観光課、中小企業の支援とともに、セットで組み合わせてやっていくことが僕は大事だと思っているんですけど、商工観光課の立場からご答弁いただいてもいいですか。

○松本産業企画担当課長 はい。失礼します。

商工観光課のほうでは、経営相談員を設けまして、経営相談のほうにに応じておるところでございます。日々、様々な相談がありますけれども、こういったような内容につきましても、文化、人権のほうと連携をしながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐分科会長 ほかに、このページで。

○のざわ委員 この関連で、こちらの制度、事務事業概要260ページで、制度導入奨励金。こちらは、きっちりと、例えばAさんという方が会社を五つ持っていて、その会社、五つとももらえるのかどうかとか、あと、ほかの区にあるやつを千代田区に持ってきたら、もらえるのかとか、あと、出したり入れたり千代田区からして、もらえるとか、そういう……。もしくは同じグループ会社で、二つの会社で雇用していたら、この制度がもらえるとか、そういうチェックというのは、全部されていらっしゃると思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 こちらの支援制度の要件といたしましては、千代田区内に本店及び事業所がある中小企業で、資本金が3億円以下、従業員が300人以下の中小企業が対象になってございます。

ご指摘のありました人単位での審査というよりは、会社や事業所が千代田区にあるかどうかというところが主なポイントかなというふうに思っております。

なお、申請の内容については、しっかりと精査をしまして、適切に対応させていただいております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐分科会長 はい。

ほかに、このページでございませうか。

○はやお委員 16番の国際・平和事業のところですよ。そして、（4）の国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業のところの確認をしたいと思います。事務事業概要は293ページ、並びに主要施策が58ページのところに当たると思います。

まず、基本的なところなんですけれども、これの基本構想、第4次の基本構想との関連というか、ここに書かれている、基本構想の実現に向けて、「（（2）多様性を尊重し認めあう社会づくり）」と書いてあるんですが、この、何ていうんですかね、この「多様性を尊重し認めあう社会づくり」というところとの関連性、この多様性というのは、どういうところを視点でここの関連があるというふうにしたのか。主要施策に書いてあります

けど、お答えください。

○加藤国際平和・男女平等 인권課長 こちらの事業につきましては、国際平和都市千代田区宣言の30周年の節目を迎える中での事業を実施したものでございます。こちらの事業としましては、区民に平和について考える機会を提供するとともに、未来へ向かう若い世代に向けて、平和意識の醸成と積極的な国際平和の参加の動機づけとなるようなイベントということで、開催をしたものでございます。したがって、多様性のところもあるかとは思いますが、目的といたしましては、世界の恒久平和の実現に向けた積極的な行動を促していくというところの事業でございます。

○はやお委員 ちょっと、この辺はあまり抽象論をしてもしょうがないんでね、あれなんですけど、やっぱり多様性といったところで、今の話からすると、世代間の多様性という考え方もあるでしょう。でも、また別に思想論とかイデオロギーをやるつもりはないんですけれども、そういうところの多様性というのもあるのかなと思って。だから、この辺のところをどういうふうに捉えて、この第4次のところとリンクしたのかといったところについて、もう少し詳しくお答えいただきたい。もうこれで、それ以上言いませんけども、この多様性をリンクする、僕はぴっと、あんまりなじまなかったもので、何でかなということ、お答えいただきたい。

○中田文化スポーツ担当部長 多様性ということで、いろいろな考え方があると思います。世代間でずとか性別でずとか、あとは、今年は戦後80周年ということで、様々な地域で紛争が起きていると。そういったような、国と国との間においても、多様性を尊重し合って、きちっと国際交流をしていきたいと思いますということで、本当に一人一人が、そういった国境でずとか性別を超えてお互いを認めあうという、これは共生社会ということで、今、本当に求められている事業だと思います。そういったところの観点から、国際平和都市宣言というものができておりますし、そういったところにぶら下げる事業ということで、今回、平和都市の30周年の記念事業ということで、こちらの事業を実施したということで、ご理解いただければと思います。

○はやお委員 まあ、分かりましたというか、そういう内容でしたということですね。

あと、ここのところの決算額の836万1,000円の主な内訳をお答えいただきたいと思います。

○加藤国際平和・男女平等 인권課長 30周年の記念事業の主な内訳なんですけども、報償費と需用費、委託料、それから使用料と賃借料で構成されてございます。金額といたしましては、決算額で申し上げますと、報償費が3万円、需用費が4万8,000円、委託料が665万5,000円、使用料及び賃借料が162万8,000円でございます。

○はやお委員 結局は委託料が660、そして今、会場費ということなんでしょうけれども、それが162万とかということで、そこが大半だよということですね。

で、何かというと、今後、ここのところの分析になってくると、単価ということになってくるんですね。参加していた方々、1,250人来ていただいていますけど、実際会場に来ていただいたのが495人ということ。これがいけないとか、いいとかということについて、まず、いろいろトライした中で、また、分担で来た、回ってきたということですから、そのところはあれなんですけれども、私がここを会場費だけで割ってみると、例えば全部の836万1,000円のときは、495人であれば1万6,890円。本来であ

れば会場費で割るのかもしれないけど、全体で割っています。それで、あと1,250人だったら6,688円と。この辺のところについての、まあ、千代田区だからね、会場費が高いということもあるんでしょうけれども、この辺のところをどのように分析しているのか、お答えいただきたい。

○加藤国際平和・男女平等 인권課長 委員からご指摘いただきました会場借り上げ経費につきましても、適切に見積り競争としまして、適正な価格で契約したというふうに考えてございます。また、規模も1,000人以上、会場だけで495人収容する会場ということで、かなり大きめの会場をセッティングしなければなりませんので、この会場の規模としても妥当かなというふうに考えてございます。（発言する者あり）

○はやお委員 まあ、ということでしょうと。でも、ここの辺のところを、何かというと、例えば委託費が大半だということであったときに、この辺のところ、なかなか庁内も皆さんお忙しいからね、例えば自前ですることについての努力とか、この辺のところについては、どのように分析されていたのかお答えいただきたい。

○加藤国際平和・男女平等 인권課長 こちらの事業につきましては、プロポーザル形式を取りまして、民間企業からの提案を受けて実施をしたものでございます。したがって、多くの経費は委託料ということになってはございますけれども、我々のノウハウでは、なかなか実施ができない形というふうに認識をしてございますので、この事業者による事業の実施については、適切だったかなというふうに考えてございます。

職員についても、当日は（「そうだね」と呼ぶ者あり）職員何名もサポートしまして、事業としては、かなり成功に終わったのかなというふうに考えてございます。

○はやお委員 まあ、これ以上、大分、そういうプロポーザルだとか、昨日の監査結果報告書の中で、今、ノウハウという言葉が出て、これがノウハウがどうかも分からないんですけども、やっぱり何か手伝うことによって学ぶべきものも出てくると思うんですね。だから、その辺のところの大変だから学べるというところもあるので、この辺のところについて、どういうふうに……。プロポーザルだから、全部だから、だからいいんですという論理ではなくて、何かノウハウとして、そういうふうに考えることというものの検討、考えというのはあるのかどうか、お答えいただきたい。

○加藤国際平和・男女平等 인권課長 委員のご指摘のとおり、こちらの事業は単年度で、次回は40周年記念式典になるのかなというふうには思っておりますけれども、こちらで、多くの方々は、特に30歳未満の若い世代に対して、平和というテーマについて、平和活動参加の動機づけとなるきっかけとなったというふうに考えてございますので、このイベントを契機に、区内の特に若い方々に、平和について考えていただくきっかけになるのかなというふうに思っております。

また、私どもも、このイベントを通じて、今後、ほかの国際・平和事業について、事業の見直し等、検討ができればいいというふうに考えてございます。

○はやお委員 最後。すごく大切な事業だと思っています。あと、節目の活動としてね。それで、あと、大変なことで、職員の方々の労力というのものもあるから、こういうプロポーザル方式というのも決して否定しているつもりはなくて、何かそういうノウハウとかといったところでやっていただきたいと思っているだけです。

あと、最後のところに、ここのところの主要施策の成果というところの58ページの下

のところに、今後への、予算への対応、令和8年ということの中に、ちょっと、あまりにも、具体性に欠けるのかなと。書いてあるのが、「今後も世界の恒久平和を実現するために、様々な施策を推進していきます」、様々って何ですかと話になっちゃうので、ちょっとそのところについて、より具体的な施策を考えているのであれば、お答えください。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 ご指摘いただきました主要施策の様々な施策の推進というところにつきましては、現在取り組んでいる国際・平和事業を引き続き継続して実施していくとともに、今後も、また新しい何か事業等も検討しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○はやお委員 いいや。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○岩佐分科会長 はい。ほかに、このページで（「はい」と呼ぶ者あり）ご質疑ありますか。

○米田委員 17番の生活環境改善推進について、いいですか。

本会議でも質問はあったんですけど、私も町会で様々なことをやっておりますんで、結構関連してくることがあるかなとは思っております。地域のイベントの際の喫煙所についてですけど、改めて、町会等が道路でイベントを行う場合の喫煙所の位置づけ、取締りとの関係についてお聞かせください。

○皆川安全生活課長 本会議でも印出井部長のほうで答弁させていただいたことなんですけども、町会の縁日やイベントでの道路を使用する場合は、町会などが、道路使用許可、公園使用などについても、交通管理者、道路公園管理者に、所要の手続をしているところになっております。こうした許可に基づいて、道路等が一時的に行事の管理下に置かれるものと認識しております。イベントの喫煙所も、その一部であると認識しているところでございます。確かに千代田区の生活環境条例においては、路上等での喫煙を禁止し、違反者には過料を科すことにしておりますが、一時的に町会等の管理下に置かれている場所で、その一部が喫煙所として適正に運営している場合には、条例の趣旨に反しないものとして現場での取締り等は行っておりません。

○米田委員 ということは、一時的に管理下に置かれていても、適正に運用をしているという認識でいいんですよね。で、意識の中でイベントで置かれているということだと思います。

また、話は変わりますが、神田祭とかみこし、こういった巡行などに関しても一緒なのか、お聞かせください。

○皆川安全生活課長 神田祭、来年の山王祭の関係なんですけれども、御神酒所などで臨時喫煙所の立て看板を出して吸っている状況があるということは把握しております。これについても、許可に基づいて道路使用許可を取られた上で適正に運用していただくことで、取締り等は行っておりません。

ただ、苦情等も頂いているという事実もございます。今年の神田祭については、区のほうから神田明神に対して、非喫煙者への配慮やポイ捨てのないようにといったお願いをさせていただいているところでございます。

○米田委員 じゃあ、基本的には適正にやっているという認識だと思います。

イベントのときに行われる道路、公園などの喫煙所については、適正な運用が今後も重要かと思います。今週の日曜日に行われる体育大会、これについてはいかがですか。

○皆川安全生活課長 今週日曜日に行われる区民体育大会についてなんですけども、臨時喫煙所の設置場所、臨時喫煙所を設置する予定はございます。その際に、臨時喫煙所の設置場所、設置するブースの仕様などについて、所管である生涯学習・スポーツ課から安全生活課に情報提供がありまして、適正な運用をするように指示をしております。

○米田委員 まあ、安心しました。

今後ですけど、イベント時における喫煙所の設置、運用については、たばこを吸わない方にも配慮しつつ、イベントの主催者である町会に対しても適正な運用を今後示していかないといけないと思うんですけど、最後、お聞かせください。

○皆川安全生活課長 今後のイベントに関しても、イベント時の喫煙所の適正な運用が図れるように研究して、必要に応じて改善を図ってまいりたいと思っております。

○米田委員 よろしくをお願いします。

○岩佐分科会長 田中委員。

○田中委員 14番の（3）のところで、事務事業概要の……

○岩佐分科会長 ごめんなさい。まだ、このさっきの生活環境改善で。ごめんなさいね、関連が。

はやお委員。

○はやお委員 ここのことでとやかく言うつもりもないし、また、質問者も総括でありますから、ただ、非常に、米田委員と同等で、非常に答弁いただいて安心したということですね。というのは、道路使用許可をやっていて、僕らも本当にぎりぎりのところの判断でやっているというふうに今まで認識していたのが、この答弁によりまして、実態的にはね、いいんだということについては、公になったということについては感謝したい。

あと、お祭りのときは、移動のときに、やっぱり臨時喫煙所というのを移動しながら持っていくわけですよ。それでも、一応、行くに際して道路使用許可を連合で取っているから、一応そこが大丈夫ということなんでしょうけれども、正直なところ、はやおさん、平気ですかと、いつも聞かれるんですよ。でも、そのところで、これは実態論でいいんだというふうに今まで言っていたのが、お墨つきをいただいた。

でもですね、でもですよ、私が考えるのは、やっぱり禁煙を主張される方もいらっしゃるということを考えたときに、道路使用許可は、あくまでも。実態論としては、全くそのとおりです。だけど、あくまでも条例上に多少の文を入れておいていただくということが、さらに我々としても安心感が出てくるだろうと思うんですね。というのは、やはり、そのところに一文を入れるのか、もしくは規則の中で外づけで出すのか、何らかの文章を出して。

道路使用許可ということになってくると、悪用される可能性もあるわけですよ。それ、やったんだから、いいだろうという話をされたときに。そんなこと、町会はやりませんよ、絶対。でも、こういうところから来たときに、より禁煙者に対しても、条例文のところにあるということについての完成度を高めてもらいたいと思うんですけど。これは、またね、多分、また岩田さんがやるんでしょうから、特に言うつもりはないけど、ちょっとその辺の考え方だけお聞かせいただければありがたいです。

○印出井地域振興部長 その辺りの取扱いにつきましても、先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり研究するということになっておりますけれども、ただ、私どもといたしましては、生活環境条例というのは、あくまでも禁煙条例じゃないというふうに理解をしています。無秩序な路上喫煙による迷惑防止とか環境美化ということでございますので、イベント主催者が、これも適正にということですが、喫煙所で喫煙者をそこに誘導するような措置を取っていただくことで、吸い殻等の散乱とかイベントやお祭りでの歩行規制を防止をするということ自体は、条例の趣旨に沿っているものだというふうに現状の中では理解していると思います。逆に、限定することで、返って喫煙マナーの向上とか、直接はこの条例とは関係ないですけど、受動喫煙とかということもあるかなというのが現状でございます。

ただ、様々ご議論あるかと思しますので、その辺りは研究させていただきつつ、一方で、やはり町会活動を担っている方々にとって、手続の簡素化というんでしょうか、そういった面もあるのではないかなというふうに認識していますので、その辺のバランスも取りながら研究していきたいというふうに思います。

○はやお委員 これ以上、私は言いませんけれども、ただ、渋谷のほうは、そのところを明確にしてね、例えば、今の言った、こういうふうに町会が管理している、例えば道路使用許可が出ているというところを一文入ることによって、例えば条例上に入ることによって、より安心して運営ができる。私も、そういう立場で散見しているのは分かりますし、そんなことを言うと、あなたもやっていたのねと言われちゃうかもしれないけど、僕は学生まではやっぱり吸っていましたから、たばこの吸いたいという気持ちもよく分かるし、たばこ税もやっぱり頂いているといったところから鑑みて、その辺のところの配慮をどういうふうにしていくのかといったところについては、私は真剣に考えなくちゃいけないことの一つだと思っているので。答弁は、なかったらいいんですけど、その辺のところは熟考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井地域振興部長 渋谷区の例についても、ある程度ヒアリングをさせていただいているところでございます。そういった仕組みをつくるということの狙いとか趣旨等については、私どもも一定程度理解するところでございますけれども、イベントにつきましても、とりわけ渋谷のような代々木公園とか大きなところを抱える、大規模イベントを実施しているようなところ、それと合わせて地域の小規模なイベントと様々ある中で、運用上の課題もあるのかなというふうに思っています。その辺りは、渋谷区の事情を、まだ我々、つまびらかに把握しておりませんが、どういったところでバランスを取っていくのかということについては、先ほど申し上げましたとおり、目的としては、きちっとしたイベント時における喫煙環境の確保ということが達成されるということの中で、繰り返しになりますけれども研究をしていきたいというふうに思います。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

田中委員。

○田中委員 14番の（3）の男女共同参画センター事業……

○のざわ委員 関連。

○田中委員 ああ、関連。

○岩佐分科会長 関連ですか。

○のざわ委員 たばこのほうで。

○岩佐分科会長 たばこで。じゃあ、のざわ委員。ごめんなさい、田中さん。

○のざわ委員 事務事業概要215、216ページで、初期費用助成、更新費用助成、維持管理費用助成、維持管理費用助成は5分の4を10分の9等々に上げるとか、この金額と物価スライドで上げていく今後の検討とか、いかがでしょうか。

○皆川安全生活課長 当区の場合、助成のほうは700万という形にさせていただいておるところで、都内においても非常に高い水準でございます。物価スライドによって、それを引き上げるかという、なかなか難しいのか、これ以上の引上げというのはなかなか難しいのかなというところはございます。ただ、喫煙所の設置がなかなか進まないところもございますので、今、引上げについては研究させていただいているところになります。

以上です。

○岩佐分科会長 まあ、電気代とかが上がっていて、撤退されそうなところもありそうなのでね、ちょっと研究、前向きにさせていただきたいですね。

ほかに大丈夫ですか。

関連で。はやお委員。

○はやお委員 ここのところは結構いろいろ重要なことだと思って、去年のときも大坂委員のほうで質問していましたように、みらいプロジェクトのところの目標も100という数字を出してきたと。それが、ある程度、かなり最初の頃は難しい話だったのが、いいところまで来ている。あと、みらいプロジェクトは現実、分かりますよ、第4次基本構想をやることによって、この目標というのはもうなくなっているというのは分かるんですけども、実際、100をやろうとした。その辺のところについての考え方。配置の在り方とか量の部分であるものについて、今、答弁、去年のやつを見ていたときに、ちょっと僕は分かりづらかったので、もう一度、そのところについてお答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 喫煙所の目標数の100については、今も変わらず100を目指していきたいと考えております。

○はやお委員 ああ、そうなの。ほう。

○皆川安全生活課長 やはり今、現状的には、設置数的には、トータル的には103まで伸びたんですけども、閉鎖数が25あって、今、現状として78という現状になっております。

○はやお委員 ああ、そうですか。

○皆川安全生活課長 今、喫煙所、増やさなきゃいけないということは安全生活課で考えているところございまして、それはなぜかという、やはり路上喫煙というのがなくならないと。公園案内人という者がいるんですけども、その者が朝、吸い殻の回収をさせていただいているんですけども、それを報告書で上げていただくと、やはり1日当たり5,000件、5,000本ですかね、5,000本ぐらい回収しているという報告、前日の報告が上がってくる状況でございます。

今、吸い殻が非常に多いのは、やはり秋葉原地区と神田地区が非常に多いという現状があります。なかなか、（発言する者あり）喫煙所の設置が進まない、必要なところに進んでいないというところがございますので、（発言する者あり）必要なところに、路上喫煙の苦情とか吸い殻の多いところにやはり必要と考えておりますので、そこにいかに設置で

きるかということを重点的に置いて考えているところでございます。

○はやお委員 結局、ある方から言われたのが、原状回復するということになってきたときに、もう、でも、すごくオプションを上げてきているのは分かるんですね。まず、初期費用しか最初は考えていなかった。だけど、経費まで見るようになってきた。それで、さらに言っているのは、もう至れり尽くせりじゃないかと思うんですけど、今度は原状回復するときのお金というのは見てもらえるのかという話まで言われたことがあるんですね。いや、それは無理ですよと簡単に断ったけれども、でも、実際のところ、じゃあ、考えようといったときに、原状回復までやるということまでオプションまでつけると、さらに伸びるのかどうか。その辺のところの、まあ、何というんですかね、検討とかは考えられているのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○皆川安全生活課長 原状回復の予算については、今のところ考えておりません。何でかという、喫煙所を増やさなきゃいけないということで、できる限り長く喫煙所を運営していただきたいという趣旨がございますので。原状回復費用をやってしまうと、やめられてしまう方がいらっしゃる可能性というのは当然ありますので、長く続けていただけるような施策を考えているところでございます。

○はやお委員 確かに、そうなの。でも、まあ。というのは、何かといたら、今後やろうといった人たちに対して、原状回復まで面倒を見てくれるということをやることによって、モチベーションが上がるということもあるだろうと思うので。

今のところはね、確かに、おっしゃるように、現状やっている人たちに対しては、そのとおりだと思うんです。だけど、やっぱり今後のことで、パッケージとして、そういう考え方までして。というのは、意外と秋葉原の建物というのは老朽のビルが多いんですよ。それなのにお年寄りの方もいらっしゃるから、この辺のニーズも含めて。必ずやれということではない。本当に、どこが一番モチベーションを上げていくのかといったところを含めて、ご検討いただければと。必ず、別に原状回復を入れろということでは、一つのフラッシュアイデアですから、そこのところをお答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 はやお委員のご指摘の関係については、これから研究させていただきたいと思います。また、他区の状況とかも含めて……

○はやお委員 そうだね。

○皆川安全生活課長 検討させていただければと思っております。

○岩佐分科会長 喫煙のところは、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 三度目の正直で。14番の（3）の男女共同参画センター事業運営のところ、事務事業概要261ページのところをお伺いいたします。

こちら、拝見すると、相談実績というのがありまして、総数が令和6年度だと436のうち、LGBTQ相談が46となっていて1割強、大体1割となっているんですけども、ホームページだったりとか事業実績、MIWのホームページや、こちらの266ページの事業実績などを拝見すると、すごくジェンダーに関することが多いんですね。

やっぱり現実というか、実態に即していないほどの量のお知らせだったりとか広告がさ

れていて、これもちょうと前から言わせていただいているんですけども、千代田区のLINE、公式LINEのほうでも、一般のところにMIWとかジェンダーのことが出てしまうという実態がありまして、そこがどうなのかなと。何で1割しか実際にはご相談のないところを、すごくプロモートしているかのように見えてしまうんですけども、このところ、ご説明いただけますでしょうか。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 ご指摘にありましたLGBTQ支援についてなんですけれども、MIWではLGBTQ以外に、ご存じのとおり一般相談や法律相談など多岐にわたって相談を受け付けてございます。講座につきましては、委託会社の株式会社生活構造研究所さんのご提案等も受けながら、私どもも随時相談しながら進めているところでございます。

LGBTQは、こちらの講座、講演会、イベントで、このような形でLGBTQの講座を開催していますけども、それ以外にもジェンダーの内容ですとか、あとワークライフバランスの講演ですとか、バランスを見て私どもも随時企画を検討して実施しているところでございます。なので、LGBTQにつきましては、LGBTQのためのほのぼのスポットRainbowというものも実施してございますので、幅広く支援できているかなというふうに考えてございます。

○田中委員 ご相談の実績を見ますと、夫婦・パートナーとかDVとか家族関係のこととか、そういうことで、もう半数以上を占めているんですよ。なので、やはりMIWというのは、そういう、基本、そういうところだという発信というのはすごく大事だと思っていて、そういう方向で今後考えていただきたいというのもありますし、それが、何かMIWというのがイコールジェンダーみたいな感じにならないように、実態を反映していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 ご指摘いただき、ありがとうございます。そうですね。こちらはジェンダー平等推進行動計画に基づいてジェンダーに関する講演や講座等を開催はしているんですけども、それ以外にも、先ほどもご答弁させていただいたとおり、幅広い分野について講座を開催しておりますので、委員のご指摘も踏まえてバランスのよいイベントを開催していきたいと考えてございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐分科会長 この時間ですけど、まだちょっと引き続きやっちゃいますけれど、よろしいですかね。（発言する者あり）どれぐらい。

ちょっと、暫時休憩します。

午後0時15分休憩

午後0時16分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。

引き続き質疑を受けます。何か質疑、この194、195の中でありますか。

○のざわ委員 14番の関連で。共同親権というのは、この中に入るんですか、議論は。（「14」と呼ぶ者あり）

○岩佐分科会長 男女平等推進事業の中で、共同親権についてですね。

○のざわ委員 男女平等推進事業の中に共同親権のテーマは入るんでしょうか。

○岩佐分科会長 ちょっと、これ、答弁に時間がかかりそうなので。

○のざわ委員 すみません。（「共同親権のどんなような内容なんんでしょうか。」と呼ぶ者あり）

○岩佐分科会長 休憩します。

午後〇時17分休憩

午後〇時18分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。

答弁からお願いします。人権課長。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 共同親権についてなんですけども、男女平等参画センターでは、先ほど申し上げましたとおり一般相談、法律相談、LGBTQ相談など、男女に関わる様々な相談を受け付けてございます。共同親権については夫婦関係に関わることかなと思いますので、一般相談のほうでの中に出てくるご相談かなというふうに考えてございます。その辺り、一般相談の中で、そういった内容もご相談を受け付けているのかなというふうに推察しております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

○のざわ委員 あと19番、安全・安心事業支援、こちらの防犯活動等事業補助金の中に、今年、多分、四番町の東郷公園で警視庁直轄のカメラがついたと思うんですけど、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、それ、要は、私、抑止力という意味も含めて、そういうのは必要だと思っていて、そういうのを管理するというのを費用とするのは、この中に入っているんでしょうか。

○皆川安全生活課長 東郷公園ということでよろしいですかね。

○のざわ委員 はい。というか、全体的に。

○皆川安全生活課長 道路公園課のほうで設置したというお話は聞いております。道路公園課のほうで管理している東郷公園に防犯カメラを設置したということで、認識しております。（発言する者あり）

○のざわ委員 あ、まだ設置されていないということですか。

○岩佐分科会長 道路公園課で設置しています、というご答弁です。

○のざわ委員 警視庁直轄じゃないと。

○岩佐分科会長 ちょっと休憩しますね。休憩します。

午後〇時20分休憩

午後〇時22分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。

答弁からお願いいたします。安全生活課長。

○皆川安全生活課長 のざわ委員のご指摘のとおり、公園とか各種場所に防犯カメラの設置というのは進めなければいけないということは考えております。区が管理する、区の施設に区が管理する防犯カメラの設置を要望される方がいらっしゃることは把握しておりますが、現在、千代田区においても商店街、地域団体等、積極的に防犯カメラを推進しており、設置箇所が重複してしまい、設置の必要性がないのではないかという面がございます。

今後、防犯カメラが必要な箇所に適切に設置することができるように進めてまいりたいと思います。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありますか。

○のざわ委員 各会計決算参考書の20番、客引き行為等の防止対策、これ、事務事業概要226ページ。こちらは、私、この226ページ、客引き行為等防止重点地区が始まりまして、最近、かなり地域によっては、こちらが私でも何か怖い感じがする、何か客引きというか、お誘いというか、出てきて、皆さんも怖がっているんじゃないかなと思うんですが、これは予算の中でそういうところを強化する会議とかは、されていらっしゃるんでしょうか。

○皆川安全生活課長 現在、うちのほうで客引きパトロールという形で、シンテイ警備のほうに委託をして進めさせております。客引きの多い苦情があるところには、適宜適切、運用を変更しながら対応しているところです。特に、神田地区と、今は水道橋地区、特に水道橋地区についてはイベントですね、今、ドームで野球をやっていると思うんですけれども、ドームでのイベント時に非常に多いということは聞いておりますので、それに見合った対応をさせていただいているところでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかに、194ページ、195ページでご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 ありませんね。ありがとうございます。

それでは、194ページ、195ページを終了します。

次に、196ページ、197ページ、25、物価高騰対策区民の暮らし支援事業について、委員からの質疑を受けます。

○はやお委員 そんな、ここのところについては多少ね、委員会の独立性はあるんですけれども、進捗報告を頂いていますので、それなりにあれなんですけど、一応、物価高騰対策で事務事業概要が65ページ、主要施策が60ページのところになると思います。

今回、対象を3月17日にした、これもやり取りもやっているんです、補正予算のときに。改めて、対象を3月17日にした理由について、改めて説明いただきたいと思います。

○清水コミュニティ政策担当課長 物価高騰対策区民の暮らし支援事業につきまして、基準日の考え方について申し上げます。

3月17日を基準日としておる事業でございますが、この日付が令和6年度一般会計の補正予算、ご議決を頂いたその当日ということで、まさに区民代表の皆様のご議決を頂いた、その日に住民登録をされていらっしゃる方々を対象とすることが、制度設計上、行政としても一定の透明性をもって説明できる日と考えて設定をしたものでございます。

○はやお委員 まあ、そういう説明だったですよ。では、じゃあ、そういうことになると、一応、事後で確認になるんですけど、4月1日以降で入居した人数は何人で、そして、また4月1日以降、転籍というか転居された方というのは何人と押さえているのかということ。

つまり、何かといったら、確かに理屈上は、何度も言いますけれども、議決がその日というところは一つの理由かもしれない。でも、今まであんまりやっていない。つまり、何

かといったら、区民でない方にこのお金を、税金を渡すみたいな形になりますから、それで、じゃあ、転入された方についてはお金を渡せないということになっているわけですよ。だから、まず、じゃあ、実態はどうなっている、どう把握しているのかをお答えいただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 基準日の設け方につきまして、予算特別委員会及び5月に企画総務委員会でもご報告をしました。その際に、やはり基準日の考え方というものは申し上げましたけれども、はやお委員から、人口の動態も踏まえて適時適切な有効な対象者の考え方というものも整理する必要があるというふうにご指摘を賜って、その認識であります。

その中で、じゃあ、実際のところ、人口の動態、どのように動いているのかというところは、我々も少し調べてみたところでございます。3月、4月、年度末、年度初めでございますが、おおむね、この3月、4月に関しますと、新しく転入されてきている方が約1,100名ほどでございます。反面、転出をされている方が900名、900名台という状態でございます。

じゃあ、その先を見ていきますと、例えば5月、6月、7月、ここからやはり数字上の差異は生じております。5月で転入者、転出者ともに600名ほどになっております。6月も7月も、おおむね600名台で推移をしておりますので、4月1,100名に比しますと5月以降は600名ということで、そこに差は生じておる状況でございます。

○はやお委員 結局、今の答弁からすると、それは必ず出と入りがあるよと。それで、そんなに変わらないよと。でも、結局、何かというと、人の動きというのが年度で動くことだから、そこについての妥当性といったときに、数も大切。だけど、その理屈も大切なんですよ。

3月17日に議決をしたからという話について、現実には実際、予算実行は令和7年度になっているということなわけですね。だから、そうしたときに、普通に考えると、早く早くと言いつつも、その辺のところの説明という点においてね、3月17日というところが、やっぱりもう一度、このところは熟考する必要があるんじゃないかと思うんですけども。

で、変な、変なですよ、憶測も出てくるわけですよ。3か月前になってくると、例えば都議会議員選挙とかとなると、その人たちが投票するわけです。だから、そうしたんじゃないかという話も出てきちゃうんですよ。だから、やっぱり、そういう点で、4月1日に合わせるということについては、そういう政治的な選挙的なものについても払拭するという点で必要だったのではないかということを思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 基準日の設け方につきまして、現時点、本制度につきましては、先ほど来ご答弁させていただいている考え方ではございます。

ただ、一方で、今般、3月17日である、その後、社会状況、政治状況、様々な節目もあるという中で、これをトータルで総合的に考えたときに、こういった基準日の設け方が最適なのかというところは、今後、様々な給付事業が、もし、あった場合に、そういったところも考慮はしていく必要があるかなというふうには考えております。

また、その場合には、今申し上げた考え方のほかに、こういった事情を考慮して、それは公平・公正の面でしっかりと説明責任が果たせる内容であるのか。また、少し先の日付

を基準日とすることで、給付事業に関しましては、それを、例えば給付があるから、しかも基準日が先であるからということで引っ越しが集中してしまうと、転入が集中してしまうような、そういったゆがみが生じてしまうような懸念というものも一方ではあるかもしれません。

行政としても説明責任をしっかりと果たせるようというところが、まず1点。それと、公平・公正の面で、総合的に何が区民サービスとして適切なのかというところは念頭に置きながら、今後考えてまいりたいと思います。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○岩佐分科会長 ほかに、ご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。それでは、以上で、目1、地域振興総務費の調査を終わります。

休憩します。

午後0時32分休憩

午後0時32分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開します。分かったんですね。はい。

○赤海コミュニティ総務課長 先ほど田中委員からご質問いただきました192、193ページの12番、姉妹都市交流の推進で、五城目町に行った場合に幾らだったのかというご質問だったかと思います。お時間を頂いて申し訳ありませんでした。実施した場合でございますが、トータルで201万4,700円が予定されておりました。ちなみに人数としては、事務局も含めてですけれども、20人程度を予定していたところでございます。

○岩佐分科会長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐分科会長 どうぞ。

○田中委員 そうですね。じゃあ、はい、すみません。いいですか。

そうだったとしても、この600万円には至らないわけなんですけれどもその差はどうして生じることなんでしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 支出済額とのということで、よろしいでしょうか。

○田中委員 予算額との差ですよ。（発言する者あり）

○赤海コミュニティ総務課長 ああ、はい。こちら、実施した場合のというご説明で限らせていただいていたいて、大変失礼いたしました。こちら、結果的には、記念品として、五城目のまちの体育大会に対して、町の参加者用のいわゆる記念品を作ったりしているんですね。まず、その費用は、もう製作をしてしまったということで執行しているというものがございまして。

そういったもののほかに、実は、この予算の中で交流事業を行っている団体様への補助金を執行させていただいているところでございます。予算としては、そういったものが含まれて、この総額になっているところでございます。一方、執行に関しましては、補助の件数ですとか実質的な頂いた申請額に依じての補助金なんですけれども、その実態としてこの執行率、執行残になったというものでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○田中委員 はい。

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

以上で、目1、地域振興総務費の調査を終わります。

休憩します。

午後0時34分休憩

午後1時40分再開

○岩佐分科会長 分科会を再開いたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

続けまして、目2、基幹統計費、決算参考書196ページから197ページの質疑を受けます。あ、そうだ。すみません。執行機関から、まず先に説明を受けます。何か説明はございますか。

○河合統計課長 特段、ご説明はございません。

○岩佐分科会長 ないですかね。はい。ありがとうございます。

それでは、質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 なし。（発言する者多数あり）ないの。ないのね。（発言する者多数あり）質疑がないようですので、ここの目2、（発言する者多数あり）基幹統計費を終わります。

次に、目3、区民施設費、決算参考書196ページから199ページです。

執行機関から、ご説明はありますか。

○近藤万世橋出張所長 決算参考書198ページから199ページの10番、会館施設予約システムについてご説明さしあげます。主要施策の成果では、62ページの47番でございます。

こちらの事業は、予算現額5,645万9,000円、決算額が5,245万3,555円、執行率は92.9%でございます。決算の内訳としましては、システム導入費が3,012万2,000円、PCなどのハードウェア費が1,245万3,000円、データ移行費が341万円、運営保守費が402万円です。

令和6年度の事業の実績につきましては、令和6年12月から、施設の予約から使用料の支払いまで来庁せずに予約が完結できるよう、会館予約システムのオンラインの手续の拡充をいたしました。また、対象施設としましては、小学校3校、中学校2校を追加いたしました。

なお、システム運用後は大きなトラブルやシステム障害は発生しておりません。今後も利用者の利便性の向上のため、利用方法については引き続き周知し丁寧にご案内します。また、ネット予約できない方については、出張所等で電話や窓口で代理で入力もしております。今後は、さらなる施設の拡充に向けて庁内で検討を進めていきたいと思っております。

説明は以上です。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに説明は大丈夫ですかね。はい。

それでは、ここの196ページから199ページまでの委員からの質疑を受けます。

○はやお委員 ただいまご説明いただいたところなんですけれども、もう既に内訳のこと

を言っていたので、ちょっともう一度確認。リブレースのために3,200万ぐらい余、そして、あと端末機の金額、もう一度お願いいたします。

○近藤万世橋出張所長 失礼しました。端末につきましては、パソコンなど、プリンターなどのハードウェア費が1,245万3,000円でございます。

○はやお委員 結局は、ほとんどがリブレースだとかシステム関係のソフトとハードのところだと。そのところでありながら、全体的なところで、これ、DXがないのであれなんでしょうけども、大きくシステムだと、本区のほうについてはマイナンバーの利用事務系と、そして、あとLGWAN系と、そして、ここのあれはインターネット系の中に入っているということですのでよろしいのかどうか、お答えいただきたい。

○近藤万世橋出張所長 こちらはインターネット系になっております。

○はやお委員 ですね。そのこの体系の中に入っていると。それで、約3,200万と端末機が1,200万ということがかかっていると。ここのところについて、先ほど、特にトラブルはなかったよということだったんですが、何か入力等々、普通、新しいシステムになると、リブレースするいろいろな課題点が出てくるんですけど、それがなかったのかどうか。

○近藤万世橋出張所長 失礼しました。大きなトラブルはなかったにしろ、確かに皆様から様々なご意見を頂いています。若干使いにくい部分や、ちょっと見づらいとか、こういうところがあったほうがいいというのを、今、月1回、担当者会とかで様々な皆様の状況を勘案し、今年度も若干、少しメンテナンスする部分の費用もありますので、優先順位を決めて、若干修正するところはしようと今検討はしております。

以上です。

○はやお委員 ここは対象ではないだろうと思うんですけど、定期監査結果報告書、4ページのところを読みますと、今回の監査では昨年4月に全面稼働した、対象じゃないということだと思うんですけど、総合行政サービスシステムにおける誤操作によるミスも見受けられました。で、システムのリブレースのときには、新システムでの操作や処理が旧システムと変わることによって業務の流れにも少なからず変化が生じ、ケアレスミスを起因して大きな問題につながりかねないなどの特にリスクが高まりますという指摘なんですけど、その辺のところはどのように回避しているのか、お答えいただきたい。

○近藤万世橋出張所長 システムをリブレースする際に事業者側からの事前の講習会というのを設けさせてもらって、まず職員のほうでの、まず実務のほうを何回かやった上で、さらに区民の皆様にも使い方が分かるように、かなりマニュアルをホームページ及びシステム上には丁寧に載せて対応はいたしました。ただ、どうしても最初は電話で問合せがあったり、窓口に来て、ちょっと分からないんだけどというところはありました。まずは職員側のミスがないように、まず事前にかなり講習をして職員でレベルアップしたことと、あと、お客様については職員のほうでフォローできるような今は体制になっております。

ただ、全くないわけではないので、今後お客様に寄り添ってケアレスミスがないように、また、職員も異動等で変わった際には引き継げるように、マニュアルは随時更新していきたいと思っております。

○はやお委員 はい。結構です。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○岩佐分科会長 ほかに、この196ページから199ページまでのご質疑はありますか。

○米田委員 改善されていたら、それでいいんですけど、会館予約システムなんですけど、抽せんで当たった方には当選というか当たったと行くんですけど、外れた方には行かなかったというのを当初聞いていたことがあったんですけど、それは改善されていますか。

○近藤万世橋出張所長 当選については、今の仕組みでは、メールで一応ご案内をするとともに、あとは当選すると自動的に予約になります。ただ、落選すると予約は通らないという形になります。ただ、区民館については、今、月10こま予約ができる体制になって、最近の予約状況と当選状況を見ていますと、ほとんどが1分の1で、大体は当選できている。月1回ぐらいは当選できないかと思われますけれども、区民館については特に当選倍率のほうは問題はなく、通知のほうもできていると思います。

以上です。

○米田委員 落選した方への通知は、できているかどうかと。そういうクレームがあったので。

○近藤万世橋出張所長 そうですね。メールで、ああ、すみません。

○岩佐分科会長 万世橋出張所長。

○近藤万世橋出張所長 メールで、すみません、まず当落の通知は行くようになっております。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。そういうふうに聞いていたんで、落選された方が連絡が来なかったんで問い合わせることが多々あったと聞いたんで、改善されていたらオーケーです。

あと、区民館の利用率なんですけど、洋室とかは割と利用が高いと。で、和室とか小規模室は利用率がちょっと低くなっていると。こういったところにうまく誘導とか流していく、こういうこともできればいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○近藤万世橋出張所長 以前から、区民館の利用率の悪いところについてのご指摘は頂いております。今回システムを導入したとともに、特に和室の利用率につきましては、万世橋区民館と麴町、ああ、じゃない、神田公園区民館では、児童・家庭支援センターの子育てひろばや放課後教室などの利用を活用したことで利用率が上がっております。ただ、まだ利用が少ないところもありますので、今後も他部署、子ども部や他部署の状況を聞きながら活用していきたいと思っております。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。ぜひともお願いしたいなと思います。

ここに書いているんですけど、令和8年度は対象施設拡大とあります。具体的に、どの施設かとあれば、分かっておれば教えていただきたいんですけど、それはまだ言えないのかな。

○近藤万世橋出張所長 そうですね。新しく開設する施設については、貸室施設があれば、こちらのほうも導入していくように検討しております。また、地域振興部については、指定管理者の部分が導入しているスポーツセンターとか生涯学習館とかがありますので、そ

れは更新の機会を見て導入できればと検討しております。

以上です。

○岩佐分科会長 ほかに、この件で。

○田中委員 今のお話で、そんなに予約が重なる部分はないということだったんですけれども、今まで早い者順だったものが今回そういう予約システムに変わったことで、公平性に関して何かご意見などはありましたでしょうか。

○近藤万世橋出張所長 今までは初日に出張所へ電話があって、1時間ぐらい電話がつながらなかったり、すごく時間がかかったりして予約していたんですが、今回から一応予約はネットになりましたので、それについて、便利になったという声も聞いています。ただ、どうしてもネットでできない方については、一人ぐらいいは電話がかかってくることもございますので、その場合は丁寧にご案内はしてまいります。

以上です。

○田中委員 はい。ありがとうございます。予約をした後に、今までだったら、じゃあ、早い者順で取れていた人が、抽せんが取れなくなったりということについてのご意見ということ。

○近藤万世橋出張所長 すみません。ごめんなさい。そのようなご意見は聞いていなかったもので、ちょっと把握していなかったんですけれども、もし、ないと思いますが、そういう意見があったら、今後伺っていきたいと思います。

以上です。

○岩佐分科会長 ほかに、この件について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 それでは、196ページ、199ページまでで、ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 なし。（発言する者多数あり）ないんですね。ない……。ありがとうございます。

それでは、目3、区民施設費を終わります。

次に、目4、商工振興費、決算参考書200ページから201ページです。執行機関から説明はありますか。

○高橋商工観光課長 特にございません。

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

説明がないということですので、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 1番の商工融資事業、これは毎回聞いているんですけど端的にいきます。令和6年度の融資目標は80億円だったと。で、実績は23億円。執行率29.3%にとどまっています。この実績を踏まえて区内中小企業の経営状況や景気動向、どのように判断しているか、お聞かせください。

○松本産業企画担当課長 ご質問、ありがとうございます。融資の実績につきましては、ご指摘のとおり、目標額が80億円、それに対して実績が20億ちょっとという状況になってございます。こちらのほう、年々融資の額というのは少し減少傾向にあるというのが実態でございまして、こちらにつきましては、資金調達の方法が、クラウドファンディン

グでありますとか、金融機関からの調達以外の手法も多くなっているというのもあると減少してきているのかなというのは考えているところでございます。

また、直近で申しますと、コロナの関係で特別融資がございましたので、その辺で既にもう借りてしまっている方もいらっしゃるということもございまして、その辺の反動も多少はあるのかなと考えてございます。

今後、よりよい制度にしていくためにも、少し、物価高騰もございまして、融資の上限額を引き上げたりとか、そういった検討も今進めてまいるところでございまして、より使いやすい制度にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○米田委員 はい。ありがとうございます。

借換一本化とか昨年度とかはあったんで、そういうところを利用されている方、また、クラウドファンディングとか国などの補助金とかを利用されているのもあると思います。そういうのも含めて、今、課長からございましたとおり、使いやすいように融資率もアップ、ああ、金額も上げていただけたということだったんで安心しました。

ただ、使いにくい制度もあると思っております。実績状況を見ると、あまり使われていないやつ。こういったものに関してはどのように変えていくか、ございましたら教えていただきたいんですけど。

○松本産業企画担当課長 すみません。冒頭にお伝えし忘れてしまったんですけど、今年度から融資の関係につきましては商工観光課長のほうから私、産業企画担当課長のほうに変わっておりますので、ご了承いただければと思っております。

実績の少ない制度につきましては、例えば、団体資金というものがございまして、こちらは団体の方がご利用いただける資金でございまして。こちら昨年度の実績は1件とか。

○米田委員 ゼロだったんじゃない。

○松本産業企画担当課長 ああ、これ、ゼロですかね。

○米田委員 ゼロ、ゼロ、ゼロ。

○松本産業企画担当課長 はい。過去に、そうですね、何年かで1件ぐらいしかないという状況ですと。

あと、環境関係の資金ですね。地球温暖化環境対策特別資金、こちらも実績は少ないという状況になってございます。こちらは制度として、区として地球温暖化の対策を進めてまいらなさいいけないということで執行しているものでございまして、それ用のご資金を用意しているという状況でございしますが、なかなかちょっと使われていないということも事実でございまして、制度の周知をしっかりとまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○米田委員 それ昨年度もおっしゃっていただいていた、今の環境のも、たしかゼロ。5年度もゼロだったと思います。昨年度も言いましたが、千代田区はゼロカーボンを目指しておりますんで、その辺のところをしっかりと環境政策課と組みながら、また、セミナーとかもやっていただいていますんで、そのときにチラシを配布するとか、取り組んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 ご指摘、ありがとうございます。しっかりパンフレット等も作

ってございますので、こちらのほうを使いながら事業者の皆様にも周知をしていくということを入念に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○米田委員 ぜひともお願いしたいなと思います。

さっきも言いましたが、これも毎年言っているんですけど、国や都の補助金制度も年々変わっていきます。こういった融資とともに、しっかり区内の中小企業、小規模事業者にお知らせしていく、そういった意味で経営を支えていく、これが一番、私は大事なことかなと思っているんですけど、最後、来年度に向けてどのように取り組んでいくか、お聞かせください。

○松本産業企画担当課長 ありがとうございます。融資制度につきましては、引き続き来年度も実行していく中で、先ほども申しましたように少し使い勝手のいい形を取りたいということで、融資上限額の引上げを考えております。これによって、なかなか融資限度額が少ないがゆえに、ほかの制度へ流れていた方もいらっしゃるという話も聞いておりますので、この辺で少し、ほかのところを使っていたのを改めて区の制度を使いただくことにつながると思っていますので、この辺の周知もしっかりしてまいりたいと思っております。

以上です。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○岩佐分科会長 ほかに、このページで、皆さん、ご質疑ありますか。

○はやお委員 8番のちよだ新産業振興・イノベーション創出促進事業の中の（1）産業コミュニティ形成支援事業について質問。事務事業概要112ページ、主要施策63ページのところに当たると思いますが、まずは、ここのところの決算額5,245万3,555円、これの大まかな大きいところの内訳をお答えください。

○松本産業企画担当課長 ご指摘を頂きました……

○はやお委員 ごめん、金額を間違えた。

○岩佐分科会長 3,000ですね。

○はやお委員 3,000だ。ごめんなさい。3,000です。

○岩佐分科会長 3,000ですね。

○はやお委員 3,000。

○松本産業企画担当課長 産業コミュニティ形成支援事業、3,024万7,000円の部分ですね。

○はやお委員 そうだね。ごめんなさい。

○松本産業企画担当課長 はい。こちらの内訳でございます。主に、こちらの事業を実施するに当たって、プロポーザルを実施した上で、3年間の事業という形で委託事業者に対して委託費をお支払いしているところが大きな部分になってございます。金額で申しますと2,942万2,200円という金額になってございまして、こちらの総額からすると、3,000万円のうちの2,900万円ほどがそちらの委託費になっているというのが大きな内訳になってございます。

併せて、東京都の主催するスタートアップの出展事業、S u s H i T e c h T o k y oというものもございまして、こちらのほうにスタートアップを連れて出展をしていると

というのがございまして、こちらで100万円弱ですね、具体的には83万円ほど出展代として支出をしているというものでございます。

以上です。

○はやお委員 ジャあ、これもプロポーザルの委託ということで。ここのところをやると、いろいろな数々の、63ページにも書いてあるように、ミートアップ事業だとか学生……

○松本産業企画担当課長 アイデアソン。

○はやお委員 アデアソンとか。

○松本産業企画担当課長 アイデアソン。

○岩佐分科会長 アイデアソン。

○はやお委員 アイデアソン。すみませんね。片仮名が弱いものですからね、だんだんだんだん、さらに弱くなって。ビジネスコンテストというふうにあるんですけども、年間6回とか、例えばいろいろ書いてあるんですが、この辺のところの、学生の②のところは人数が書いてあるんですけども、これ、それぞれ、例えばミートアップのときには、どのぐらいの人数の人が参加されたんですか。

○松本産業企画担当課長 ご質問のありましたミートアップにつきまして、開催状況をお伝えいたします。過去、今年の5月に最後に開催しておりまして、こちらが7回、過去開催をしてございます。第1回が2024年の4月でございまして、こちらはランチミートアップという形で参加者12名。その後、2024年の5月が14名、2024年6月、15名、それから2024年7月、10名、で、2024年12月、28名、それから2025年3月、19名、最後、2025年5月に28名というような状況になってございます。

○はやお委員 非常に、趣旨としてはね、スタートアップというのは非常に大切なことだと思うんですね。それが、前回の委員の大坂さんのほうからいろいろ話がありましたとおり、区でやるべき役割分担とは一体何なんだろうかと。やってみて、いろいろ出てきたと思うんですが、その辺の整理については、どのように整理されているのか。昨年も同じ決算のときに指摘がされていると思いますが、この辺のところについてお答えください。

○松本産業企画担当課長 ご指摘、ありがとうございます。そもそもはスタートアップ支援ということで、国でありますとか東京都もかなり予算をつけて、しっかりやっているとところでございます。そこと、区で行うべき役割分担をどう考えるのかというご質問かと思えます。冒頭申しましたとおり、東京都、それから国ですね、こちらと同じようなことをやっても仕方がないというふうには思っておりまして、やはり我々、地域に根差した活動をされているような企業様と、あと、地域の方とうまく連携をしながら新たなことを興していきたいと考えているような方々もそれなりにいらっしゃいますので、こちらの方々のご支援を、力を入れてやっていきたいというふうに考えてございます。

○はやお委員 この辺のところだと外部団体でまちみらいのほうもあると思うんですけど、どのような連携をされているのか、お答えいただきたいと思えます。

○松本産業企画担当課長 まちみらいのほうでも、例えば、創業支援という形で創業起業塾、ビジネス起業塾を開催されていたりとか、あと、まちみらいが入ってございますプラットフォームスクエアのほうにシェアオフィスという形で、これから創業するような方々がお安く創業できるような形のご支援をしているところでございまして。

我々としまでも創業支援の切り口では非常に連携をさせていただいておりまして、定期的な会合による状況の交換でありますとか、あと、特定創業支援という形で国の補助金でありますとか税制優遇、こちらが使える施策がございますけれども、こちらをしっかり千代田区としてご支援するための特定創業支援事業という形での実施をしておりまして、こちらのほうも、まちみらいのほうからご依頼がありました事業者につきまして、国のほうに届出申請を行っていくというようなこともやっております。

○はやお委員 結局は、まちみらいにも、うちはお金を投入しているわけですよ。そのところと連携して、どういう役割分担をしていくのか。先ほども、国都、ということもありました。それで今、区というのはどうかとやりながらも、外郭団体との役割分担もあると思うんですね。

そういう中で何かといったらば、やっぱり経済のエネルギーというのはね、そんな行政のエネルギーで動くもんじゃないんですよ。そういうことから考えたときに、何をやるのかというところをいま一つ考えないと。ただ、社長が言ったのか知らないですけども、ごめんなさいね、社長って言ったら、区長が言ったのか分からないですけども、その辺のところについて、本当に税金を正しく効果的に使うという視点が大切だと思うんですね。今の人数がこういうふうに言ったって、えっというところなんですよ。その辺は、どのように考えているか。

○松本産業企画担当課長 そもそも、こちらの委託費の中で行っている事業としまして、一つ、カルチャーテックという産業コミュニティをつくっております。こちらの中で、オンラインコミュニティ中心でございますけれども、コミュニティをつくりまして、こちらはスタートアップに限らず、区内の中小企業の皆様、それから投資家でありますとか金融機関の方々、それから大学等の教育機関の方々、それから各種支援機関の方々にご参加いただいております。現在、8月末現在でございますけれども、250名程度の方にご参画いただいているような状況でございます。先ほど申しましたミートアップにつきましては、その中で参加いただいている方が、起業されているような方々、それからご自身のビジネスを積極的にPRされたい方々が積極的にご参加いただいたものかなというふうに理解をしているところでございます。

これ以外にもビジネスコンテストでありますとか、展示会への出展支援でありますとか、学生アイデアソンという形で区内の中・高生向けに創業とはこういったものかというのをご経験いただくようなイベント、取組というのもさせていただいております。幅広い形で実施してきているところでございます。

ただ、ご指摘のとおり、それが体系的にどれだけ効果があったのかと、ご質問については、なかなかストレートにお答えするのは難しいような状況でございますが、スタートアップ支援によって区内のにぎわいを生み出すために、しっかりと雇用を確保するでありますとか、そういったことに寄与できれば幸いかなという思いで取り組んでいるところでございます。

○はやお委員 このところでね、数々、ノウハウということで、先ほどの話もありましたようにプロポーザルだと。それで、ここもまた定期監査結果報告書のことを言うわけじゃないんですけど、5ページにも書いてあるんですね。それは何かというと、上から1、2、3、4行目、コンサルタントへの業務委託は、その専門性やノウハウを活用した業務

の効率化など多くのメリットはありますが、一方で、人材育成の観点からは、新たな課題に向き合うことで職員としての経験を積み重ね成長する機会が減少する懸念もあります。じゃあ、この分野のところで、どういうふうに職員たちのノウハウを上げていこうと思っているのか。

つまり、目的が曖昧であったらば、そのノウハウもないわけですよ。で、今回のこういうところでプロポーザルに任せるということになる、また何にも蓄積されないんですよ。というのをどう考えるか、お答えいただきたい。

○松本産業企画担当課長 ご指摘、ありがとうございます。委託先とは定期的な会合、ミーティングを常時行っておりまして、こちらのカルチャーテックのものでございますと、2週間に1回、オンラインのほうで委託事業者と、それから我々のチームメンバー全員が入った形で、日々意見交換をさせていただいています。事業の進捗でありますとか今後の課題感でありますとか今後の計画について、常に連携を取ってございますので、そういったことを通じまして職員の人材育成にも寄与できているのかなというふうに考えております。

○はやお委員 まあ、これ以上、ちょっと詰めてもあれなんで。やっぱり来年に向けてね、きちっとした数値目標なり、定性的なことであっても目標をきちっと明確にしないと、仮にどうであろうとも3,000万近くのお金を投入しているわけですよ。本来であれば、費用対効果というよりも経済性効果というか、どういうふうに置いているのかといったところで、これ、重要なことだと思っているんですね。だから、この辺のところは、きちっとその辺の目標値、定性的な分析、これをどういうふうに考えていくのか。やっぱり予算を編成していく上では、2年やった結果からしてね、ちょっと成果物としては少ないような気がする、その辺を含めてもう一度答弁をいただきたい。

○松本産業企画担当課長 ご指摘、ありがとうございます。ご指摘のとおり、創業支援でありますとか産業振興におきまして、何ををもってKPIとするのかというのは非常に我々も悩みながらやってきているところでございます。本来であれば創業数だとか、そういったもので測るのが一番適切かもしれないんですけども、それが事業によってどれだけ、じゃあ、効果があったのかというのも、なかなかちょっと因果関係を究明するのは難しいところがあります。

我々の取組が長く行っていくことで少しずつ花開いていくというようなことも期待しながらやってきているところでありまして、実際に、これらの活動を通じて創業したということであるとか、神田の地域でスタートアップ起業しましたとか、そういった話も聞いているところですので、決して効果がゼロではないということを信じて（発言する者あり）取り組んでまいります。

○はやお委員 まあいいや。はい。

○岩佐分科会長 大丈夫ですか。よろしいですか。

○はやお委員 はい。いいです。

○岩佐分科会長 ほかに。

のざわ委員。

○のざわ委員 関連で。

○のざわ委員 今のところで、産業コミュニティ形成支援事業で、特に主要施策の成果の

63ページで、事業実績、（４）、「３社と共同出展し、事業周知や事業者の販路拡大を支援しました」ということで。はやお委員の効果検証、これはすごく大切で、今、企業の数でというお話もありましたけれども、これだけお金を入れた会社ですので、３社なのか、ちょっとこれ、抽象的で分からないんですが、もっと売上げ、利益、販売先とか、全ての観点から、税金がこれだけ投入されていますので、効果検証をまずするという見方で、まず、いいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は。この３社にどれぐらいお金を入れたかも含めて、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○松本産業企画担当課長 まず、こちらの３社につきましては、出展の前にビジネスコンテストというのを実施してございます。こちらで十数社のほうから応募いただいておりまして、その中で書類選考を通った方々、８社程度につきましては、ピッチイベント的にそれぞれのビジネスのご紹介を頂くような取組をさせていただいた上で、外部の審査員の方に審査を頂いて、優秀賞という形で今回については３社選定をしたところでございます。今回、そちらの３社につきましては、S u s H i T e c h T o k y oというスタートアップの大規模な展示イベントがございすけれども、こちらに我々千代田区と一緒に出展したという事業でございまして、ブースの出展料としましては１ブース当たり大体２５万円程度というふうに認識しております。

以上でございます。

○のざわ委員 おっしゃいました８社、その中から３社のようにも聞こえましたが、これが将来的に千代田区からいなくなってしまうと、そういうことのないような契約は、きちんと締結されていらっしゃるのでしょうか。

○松本産業企画担当課長 そういった契約は、実は、結んでいないという状況でございます。我々、ご支援する中で、例えば、ビジネスコンテストに参加する条件としましては、当然、区内で創業された方、それから１年以内に区内で創業予定の方という形で、一応、区内でビジネスを開始されるような方々がビジネスコンテストに参加しているという状況でございます。

以上です。

○のざわ委員 あと、64ページのところ、すみません、主要施策の成果の64ページのところで、eスポーツ分野、執行率が低くなりましたと。これは非常に英断でいらっちゃって、いいことだと思っています。ただ、eスポーツ、非常に。ああ、事業実績の中で執行率4.1%の理由が書いてあるところは、事業実績の下から３行目の庁内検討の結果、期待される効果と費用が見合わない理由から、令和6年度は本事業を実施しなかったため執行率が低くなりましたと、ここの記載で。多分、執行率4.1%のほとんどがこれじゃないかなというふうに見えるんですが、eスポーツは非常に千代田区と親和性があると思いますので、これを、こちらの。

まず、執行率の4.1%、100から4.1%引いたものが、まずeスポーツの事業をしないことでよろしいのかと、ですよねということと、こちらのeスポーツを例えば産業コミュニティ形成支援事業のほうに入れて育成するという考えはいかがでしょうかという、2点、ご質問させてください。

○松本産業企画担当課長 まず、1,194万円の内訳としまして、執行率4.1%がeスポーツの関連事業かというご質問かと思ってございます。eスポーツに関する事業につき

ましては、こちらに書かせていただきましたとおり、なかなか、イベントとして開催するための経費を補助するという形で検討はしておったんですけれども、具体的に開始される事業が費用対効果がやはり見合うものではないんじゃないかという議論が庁内でもございました関係がありまして、こちらのほうは現時点では全く執行していないという状況でございます。

この4.1%、49万円ほどの費用につきましてですけれども、こちらの主要施策のほうで書いてあります（3）番のまちの印象に関するアンケート調査の実施という項目、こちらにお金を使わせていただいております。こちらは秋葉原地域を対象にしまして、在住者でありますとか来街者について、秋葉原のまちの印象をインターネットアンケートを実施したという内容でございまして、こちらのほうに委託費としてお支払いをしたものでございます。

それから、2点目のご質問として、今後、eスポーツ産業を産業振興としてどのように取り扱っていくのかというご質問かと思えます。こちらも、ご指摘のとおり、eスポーツにつきましては秋葉原地域、非常に産業として関連性が高いということは認識をしているところでございますので、我々が行っている産業振興の観点から、eスポーツに関する部分につきましても、できる限りの産業振興の観点でご支援していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 主要施策の成果63ページのところで、令和7年度の取組の中でアクセラレーションプログラムの位置づけとあります。これは非常に重要な取組で、大企業とか自治体が新しいスタートアップした企業をしっかりと支援するということで、成長させていくということで、重要な取組と思っております。これは、どの分野、どの企業を重点対策としているのか、お聞かせいただけますか。

○松本産業企画担当課長 アクセラレーションプログラムにつきましては、今年度実施している事業でございますので、令和6年度は実施していないということは前提にお伝えさせていただいております。今年度8月から、まさに今、実施しているところでございますけれども、10月にかけて3か月間実施をしているところでございまして、対象が創業5年以内のスタートアップの方々を対象に行っているものでございます。

具体的な内容としましては、5日間の座学的な講習ということで、マーケティング、人材、法務、資金調達、それからピッチという形で、5日間に分けて講義を行っております。

参加者の状況でございますけれども、定員が8社という形でさせていただいております。応募のほうは18社ございましたので、そのうちビジネスの内容を踏まえて審査させていただいて8社を選定したという状況でございます。

こちらは座学だけではなくて、参加された方々同士のワークショップでありますとか、そういったことも通じて、単純な座学プラス横の人脈づくり、こういったことにも期待しながら実施をしてきているものでございます。

併せて、専門的な知識を学べるプログラムではありますけれども、これとは別に、実施期間中3か月間になりますけれども、別途、メンターという形で専門家の方を各社に一人張

りつけておりまして、月に2回、ビジネスに関する壁打ちができるような形も取らせていただいているような内容になってございますので、この辺が我々のアクセラレータープログラムの特徴的な取組ということでご理解いただければと思っております。

ご質問は、こんなもので。

○米田委員 うん。どの企業を特定にしているわけではなくて、平たくやってくれていると。今の課長の説明だと3か月間やっていただいて、18社も応募があって、やっぱり人気のある取組だなと思っています。ただ、この3か月で成長指標なんかをつくって、どれだけ、どういうふうになったかというのが大事だと思っているんですけど、その辺は成長指標みたいな形でつくることは考えていらっしゃるんですか、

○松本産業企画担当課長 成長指標、どのように評価するかというところでございますけれども、今回、アクセラレータープログラムの参加者のうち、今年度につきましてもビジネスコンテストを実施する予定をしております、まさに、ここで培っていただいたビジネスプランの立て方でありまして、ピッチの仕方、この辺をしっかりとアピールできる場という形でビジネスコンテストにつなげていきたいと考えておりますし、先ほどお話しした S u s H i T e c h T o k y o ですね、このビジネスコンテストで優秀賞を取られた方々については、継続的に出展まで、販路拡大までご支援するという形で、ちょっとストーリー性を持たせながら実施をしているというような状況でございます。

○米田委員 ありがとうございます。これ、なかなか成果を出すの、指標とか、実は難しいと考えています。ただ、これ、大企業にとっても協業したり、様々、組むことによって新たな企業展開があります。こういったところのメリットも皆さんに周知して今後進めていっていただきたいと思っておりますけど、最後、いかがですか。

○松本産業企画担当課長 ありがとうございます。協業につきましても、実は、別途、今年度からオープンイノベーションに関する取組もさせていただいております、現在、区内の中小企業の4社の方々についてさせていただいて、今、協業相手をマッチングするような取組を進めております、今年度中に一定の成果を出せばいいかなということで取り組んでいるところでございます。

今年度からにはなってしまうんですけども、スタートアップ支援と銘打っておりますけれども、スタートアップに加えてしっかり区内中小企業の方々の新たな取組について、今後もしっかりとご支援していくような形で産業振興を進めてまいっております。なかなか、先ほども申しましたように成果を、K P I をどう出すかというのは非常に悩んでいるところでございまして、出し方が非常に難しいところではありますけども、できるところからやっているというのが現状でございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 関連で、もう一回だけ。先ほど、支援をされた企業に対して、千代田区からいなくなる契約はできませんということだったんですが、いろいろな施策上場等々を含めましてロックアップという考え方があると思うんですけども。大株主は6か月とか何か月、株を売っちゃいけませんみたいな。まあ、逃げませんよと、その会社からという意味も含めて。例えば、支援が終わったところから1年なのか2年なのか3年なのか、ある程度千代田区の中で本社を置いて頑張ってくださいみたいな、法律までいなくても、

そういう紳士協定的なものも、これだけお金を使いますので、しても、ご検討されるのめどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○松本産業企画担当課長 ご指摘、ありがとうございます。我々としまして、区内で起業された方々が、規模が大きくなって、それなりの場所に移転をしたいけれども、千代田区は高くて借りれないので、ほかの地域に行っちゃうよというようなお話も聞いていますし、ほかの区でそういったところに対して家賃補助をしていたりとか、そういった施策を打っているところもあって、そちらに行かれてしまっているような事例もゼロではないということは把握をしているところでございます。

我々としましては、しっかり創業なりスタートアップの支援を区を挙げて取り組んでいると、千代田区にいれば、それなりのメリットを感じていただけるという形で取り組み続けることが大事ななと思っておりますので、その辺でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

田中委員。

○田中委員 6番の地方との連携支援なんですけれども、事務事業概要の85ですね、からなんですけれども、先ほどの姉妹都市交流の推進のところでもあったんですけれども、こちらも様々な事業、交流事業が中止になったりとか、そういう事情もあるとは思うんですけれども、あまり執行率が上がっていないということで、これは、行き来が減っていて少しこの事業自体を見直す必要があるのか、ほかのことにしていくのか。それとも、相互発展に向けた連携協定が今、ほかの市にも広がっているんですね。福井県とか静岡、岩手、新潟、岐阜などに。なので、こういうところも含めて、もっとやっていく方向にするのか。ちょっと分岐点になっているのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、執行率の低い点からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、地方との連携の事業、大きく2種類に分かれておりまして、一つは姉妹都市との行政交流。これは、コミュニティ総務課のほうでは区民同士の交流で、私どものほうは行政交流というところのすみ分けでございます。それから、もう一つは、ちよだ地方連携ネットワークが区の連携自治体であるとか同じような姉妹都市の方々と連携して行う食のセミナーであったり、あと現地の体験ツアーであったり、あとマルシェを行ったりしております。

令和6年度の執行率が低かった理由は二つございまして、まず一つ、姉妹都市との行政交流の中で、一昨年、五城目町、水害に見舞われまして、そういったときに緊急対応するための費用が100万円ほどついておりまして、その執行がなかったというのが1点でございます。もう一つは、ちよだ地方連携ネットワークが行う体験ツアーのうち、去年は伊豆と嬬恋へ行ったんですけれども——ああ、失礼しました、西伊豆と嬬恋に行ったんですが、もう一つ、福井を予定しておりました。ですが、どうしても事務手続、それから人員的な問題で福井の実施に至らなかったというところから300万円ほどの執行残となりまして、この執行になったというところでございます。

確かに、委員おっしゃるとおり、地方の自治体によっては、例えばマルシェにも参加できないというような体力が少なくなっている自治体もございます。この辺りは、今後、どうにかしていかなくちゃならないと思っています。例えばですけれども、来ていただくの

が難しいのであれば、千代田区から行くような形で、例えばですが、今までは住民が行くというのをメインとしておりましたけれども、産業の中でそういうことができないかであるとか、それから教育の分野でそういうのができないかとか、そういったものを今手探りで探っております、もう少しお時間を頂きたいというところでございます。

○田中委員 分かりました。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○田中委員 もう一つ、別に。

○岩佐分科会長 田中委員。

○田中委員 すみません。ありがとうございます。

もう一つ、9番、あ、ごめんなさい、どこだ、そう、9番の商店街創業支援のところ引き続きお伺いしたいんですけども、こちらは令和5年と6年の限定の事業ということで昨年度で終わっているもので、執行率は15%ながら、5年から6年にかけては、かなり、2件から6件に増えて、ここでかなりご尽力いただいたのかなと思っているんですけども、この経験を生かしてというか、今後このような商店街の創業支援なり、ほかの形で何かお考えになられていることはありますでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらの商店街創業支援事業、本来でしたらば、もともとは3か年を予定をしていた事業でございます。しかし、やはり、まず商店街区域でなければいけないということ、それから創業にすること。この創業、なぜ創業なのかといいますと、やはり体力の低い創業したての方を支援することが私どもの使命と考えているからでございます。そういった中で行う中で、1年目は9月から始まったということもございまして、非常に執行率が少なくなった。2年目については、商店街の方々自らが新しい方にこの制度を紹介していただいたということで、6件、行くことができたというところでございます。ただ、やはりこういった、いわゆる補助金の制度というのは、確かにもらった人はそれでいいかもしれないですが、なかなかそのもらえる範囲が狭かったりとか、実際、先ほどもちょっと別の話でありましたけれども、せっかくもらっても移転してしまうとかというのは、可能性としても残ってくるということがございます。今現在、考えておりますのが、商店街、様々な課題がございます。一つは、商店街自身の組織力の問題もございますし、それから、地域の特色をどう今後も維持していくのか。例えば神保町、例えば秋葉原のようにですね、そういったところの課題。それから、今まで明治、大正、昭和、それから今というところの中で、にぎわいを千代田区はかなり保ってきたところかなと思うんですけども、そういったにぎわいも、さらに何かすることで一歩向上することができないのか、そういったところも検討しているところでございます。

今、例えばですけれども、政策経営部のほうでデジタル地域通貨の検討もしているところでございます。あわせて、商店街も独自にそこを、他の自治体を確認しているところでございます。そういったことの大きく変わるタイミングで全体を見直させていただいて、根底からどうしていくのかというのを今現在、商店街の皆様とお話し合いさせていただいているところでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかにこの199ページまでの中で――違った。失礼しました。201ページまでか。の中でご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 なし。はい。

それでは、目4、商工振興費を終わります。

次に、目5、観光費ですが、事業が少ないので次の目6、区民施設建設費と一括で調査したいと思います。決算参考書の200ページから203ページです。

執行機関から何かご説明はありますか。（発言する者あり）

なし、なしで。はい。ありがとうございます。

それでは、委員からの質疑を受けます。ない。

はやお委員。えっ。（発言する者あり）いらっしゃる。

○はやお委員 いいですか。はい。202ページの四番町公共施設整備、主要施策42ページのところなんですけれども、42ページを見ますと、これ全体の数字になっちゃって、その部分ということなんですけど、どういうふうに今回の決算参考書のほうの金額になったか、その案分はどのようなものを基準で案分しているのかお答えいただきたい。

言っている意味は分かるかな。具体的には四番町のところはね、工事費が13億4,600万ってなっているけど、結局は工事費が、地域振興のところについては1,076万8,000円となっている。だからどういうふうに、その工事費の分担で、何かこう、例えば平米数なのか何なのか、お答えいただきたい。

○赤海コミュニティ総務課長 ちょっと、担当ではないのですけれども、今日、担当所長が不在なため、代わりに答弁させていただきます。

四番町公共施設整備のこちらは、いわゆる区民の集会室の部分に当たります。はやお委員ご指摘のとおり、全体の面積案分で工事費と事務費ですか、管理委託料を案分しているという状況でございます。

○はやお委員 図書館は入っていないの。これはまた別のところで四番町で出てくる。ちょっとそれを。

○武笠文化振興課長 図書館につきましては、また別に計上させていただいております。

○はやお委員 じゃあ、いいです。分かりました。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。これ、図書館だと、ずっと思っていた。

○赤海コミュニティ総務課長 ちょっと補足をさせていただきます。

○岩佐分科会長 コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 今、ここでご議論いただいている6の区民施設建設費は全体の0.8%ということで算出されております。

○はやお委員 図書館だとちょっと思ったので、こんなに安いのかなと思っちゃったので、はい、いいです。

○岩佐分科会長 はい。

ほかに、この203ページまでの中でご質疑はございますか。ない。

ああ、のざわ委員。

○のざわ委員 まず、各会計決算参考書202ページの2、千鳥ヶ淵ボート場、これは修繕等々をするというお話だったと思うんですが、これはもう完全に終わって、安全な状態になったんでしょうか。

○高橋商工観光課長 令和6年度決算部分の修繕につきましては、まずそのボート、それから、本当、小破修繕というところでございますので、それについては終了しているところでございます。

○のざわ委員 これ以降はまだ継続的に補修はしていくという、計画とかがもしありましたら、よろしくお願いします。

○高橋商工観光課長 計画という形ではないのですが、順次、例えば栈橋のところですか、そういったところで、順次、修繕を行っていく予定でございます。

○のざわ委員 大事なところだと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、その下の観光協会運営補助等のところで、これはさくらまつりが中心だと思うんですが、さくらまつり、千代田区はふるさと納税の体験型お礼品も含めて強化をしていく方向ということですので、このさくらまつり、例えばホテルの宿泊券のところをふるさと納税のお礼品にするとか、ボートに乗るのをお礼品にするとか、あと、やっているのかもしれないんですけど、物すごい、100万人以上の人々が毎年いらっしゃるので、その販売所みたいなのを、地元の区内のお店とか商店街の方なんかが優先的に何か物を売れるようなところを設置するとか、そういう地域の、区内の方々の経済にプラスになるような取組というのは今後どのようにお考えでしょうか。

○高橋商工観光課長 まず、先に2点目から質問、ご回答させていただきたいと思います。

今現在、商店街のほう千鳥ヶ淵公園、英国大使館の前の公園を使って、つい、前回のさくらまつりでもそういった出店をさせていただいているところでございます。今後につきましても、商店街、これから場所はどうかというのは、今、商店街も検討中でございますので、ちょっとそこについては、どこになるかはまだ分からないという状況でございます。

それから、今現在、ホテルで販売しているものを、例えばですが、ふるさと納税にいかがということで、これはご提案ということで承りますけれども、一つは、こちら千代田区と観光協会で実施しているものでございます。今やっているホテルの販売については、観光協会の会員というところで、そういった点もあるというところも検討していく必要がありかなと思っております。

前回のさくらまつりからボート料金について、スマートチケットといって、その場に来てすぐに入れるものについては、ちょっとプレミアムをつけさせていただいて1万円というような形を取らせていただきました。そうしたところ、かなりの販売数がございましたので、今、コロナ禍明けてからの観光の在り方というのは、いろんなものをちょっとチャレンジしながら、どんな効果があるかを見極めているところでございます。委員おっしゃるとおり、ふるさと納税につきましても今後検討の一つかなと思いますが、ちょっと、もう少しお時間いただきたいかなと思っております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかにこのページでご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 なし。はい。ありがとうございます。

それでは、目5、観光費と、6、区民施設建設費を終わり、項1、地域振興管理費の調査を終了します。

次に、項2、総合窓口費の調査に入ります。

目1、戸籍住民基本台帳費と、目2、総合窓口費は事業が少ないので一括して調査いたします。決算参考書の202ページから205ページまでです。執行機関から何か説明はありますか。

○永見総合窓口課長 決算説明資料203ページ総合窓口費、戸籍事務費、事務事業概要144ページ、主要施策の成果65ページ、こちらのほうの前年度からの繰越しの事業費の1,320万についてご説明申し上げます。203ページの中段のところの前年度からの繰越事業経費の1,320万でございます。

こちらにつきましては、戸籍の氏名に振り仮名を記載する戸籍の振り仮名氏名制度の国のスケジュールが令和5年度から令和6年度に変更になり、繰越しをしたものでございます。その内容でございますが、振り仮名の記載に係る戸籍の附票システムの整備業務ということでございます。

ご説明は以上でございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。

それでは、質疑を受けます。

○永田委員 1番の戸籍事務費の中で、戸籍人口が21万8,000人とあって、これは千代田区に本籍地を置く方の人数。それで、その上に戸籍数9万6,000とあるんですけど、この数字はどういった数字なのでしょう。

○永見総合窓口課長 戸籍人口といいますのは、筆頭者の下に何人もご家族がいらっしゃる、ひもづいておりますので、その人数全体で千代田区に本籍地を置く方が21万人というところで、この筆頭者の数が9万6,882戸籍ということでございます。

○永田委員 実際に本籍地は自由に日本国内、設定できるので、この21万人というのは以前から変わらず問題になっていたと思いますし、千代田区民は約6万9,000人、3倍の戸籍人口がいて、それに伴う業務、事務負担が多く発生してしまっていると。それに対する、例えば予算であったりとか、人材であったりとか、そういった負担というのですかね、それを説明、お願いします。

○永見総合窓口課長 千代田区のこの戸籍人口21万というところで、今、委員からもご紹介ございましたように、人口の3倍というところと、法改正は、この戸籍の振り仮名であったりとか広域交付制度も始まったりということで、様々、制度とかサービスの内容が変わってきているところでございます。総合窓口課の職員の数というところでございますが、今現在は、4月1日でお答え申し上げますと、一般職員35名、会計年度職員18名、派遣職員が6名、合計59名というところで体制を組んでおりまして、この一般職員も令和3年、4年、5年と1人、3人と徐々に増えてきたり、会計年度職員で言いますと、令和3年度は2名であったところが、現在18名というところで、これ、戸籍だけではなくて、住民記録のほうも合わせてなんです、会計年度職員も増やして、それぞれ任務に当たっているところでございます。そうはいえ、やはり事務処理も多くなってきてございますので、またこの辺については、組織整備については人事課とも協議の上、十分な人材というところを、体制を組んでいきたいと思っております。

○永田委員 やはり戸籍の業務が増えているということで、人的にも負担があるということ、今後、際限なく千代田区に本籍地を置く方が増えていくということまではいかない

とは思いますが、やはりこの対策というのは考えていかないといけないと思うんです。

例えば23区の区長会で言ったところで、この問題って千代田区独自のものなのかなと思うと、本区が独自に動かなければ法改正にもつながっていかないのかというふうに思うんです。その点についてというんですか、問題意識、あるいは区長もそういった課題を認識して何か解決に動いているのか、その点についてお聞かせいただきたいんです。せめて最低でも本籍地に郵便物が届くとか、そのぐらいではないと、もう勝手に好きなところに住所を置くというのは、やっぱりもう問題だとも思うんですね。その点について、最後、もう一回お答えください。

○永見総合窓口課長 この千代田区戸籍人口21万人というところで、特定の地域に置かれる方も多くございます。それはランドマークタワーである東京駅であったり、皇居であったりとか、あと結婚式をされたホテルであったりというところが顕著に多くございます。それで区のほうでもホームページのほうで、特定の地域に置かれると、この本籍というのは大切な個人情報でもあるので、皇居に置かれることはあまり望ましくないですということをホームページでは周知を図っているところでございます。なので、昨年度に比べて戸籍人口5,000人増えているところなんですけど、今、委員のおっしゃられたように、国への要望なりというところは法務省とでもいろいろ、いろんな研修会とか、あと全国の会議の中でも同席する中でも、ちょっと情報共有であったり、相談とかというところで検討してまいりたいと思います。

○永田委員 はい、結構です。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかに。

○のざわ委員 今の関連で、この事務事業概要147ページのところで、戸籍事務の電算化というのがありますが、先日、新聞に出るような大きな問題があったときに、戸籍の担当の部長さん等々と見させていただいて、物すごい1人当たり、紙の、こんなに大変ですって、これ、すごい大変ですねというのを拝見させていただいたんですが、これ、ただ、データ化をすると、やはり効率化できるものなのか、やっぱりそれでもなかなか、非常にこう、紙でたどっていく大切なものなので、なかなか難しいものなのか、いかがでしょうか。

○永見総合窓口課長 戸籍の事務は、今、戸籍システムというところでデータ管理はしているところではございますが、確かに紙の届出というところが出生届も婚姻届も死亡届もというところで、毎日毎日、たくさんの紙資料が決裁で回ってくるのが現状でございます。国のほうも来年度、出生届をオンライン化するかどうかということも検討を進めているところでございますので、今はまだ過渡期というか、取りかかり始めたところなのかなというところで、やっぱり書類というところで、証拠書類というところで、重要な書類というところであると思うので、今後もこの新しい、そういうDXの取組というところはアンテナを張りながら適切に対応をしていけるように準備をしていきたいと思います。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありますか。

○はやお委員 204ページの住民基本台帳事務費、事務事業概要151ページになると

思います。それで、ここのところで読ませていただくと、住民台帳の事務ということで、（１）、書いてあります。ここのところに住民の居住関係の公証、そしてまた、選挙人名簿への登録、学齢簿の作成と、こういうふうに書いてある。今回、ここのことで、何というんですかね、公民権停止の方の問題がある。これは深掘りするつもりはないですよ。ただ、担当の方がどれだけの思いして、その今回やったことに関しては、ミスしたことに関しては思っていることもよく理解する。でも、ただ構造的にどういうふうにチェックされてきてなったのかということは、事務執行に関わる我々区議会としてはもう少し明らかにして、そして、どういう体制を取らなくちゃいけないのかということを確認していかなくちゃいけないと思うんですね。だから、過去のことで、過去を変えることは、そのことを追及じゃないです。今回起きたことを通して、どんな状況であったのか、この辺のところについて、でも、また担当者も相当そういうことからしたら罪の意識に苛まれていることなので、もう聞きたくもないだろうとは思いますが、今はいらっしゃるか、聞いているか分からない、そこのところをもう一度、ここのところ、どのようなあれで今回のことが発生したのか、そこのところをお答えいただきたい。えっ。（「休憩する」と呼ぶ者あり）取る。

○永見総合窓口課長 これまでも事務処理のミスというところでは議会の中でもご説明を申し上げてきたところではございますが、今現在は、さらにチェック機能というところを、多くの組織的にきちんとチェックをするというところで強化を図って、正確な事務というところで職員全員心がけておりますのでご理解いただければと思います。

○はやお委員 ここのところについて、ヒューマンエラーというのはなくならない、それはもうそのとおりだと思います。そのことについて、またやったな、〇〇するなと言うつもりはないんですけど、またここで確認したいのが、定期監査結果の報告書に書いてあります。３ページのところの内部統制というところで、上から１の内部統制というところで、１、２、３行目、該当課の大半、根拠規定、これは内部統制のところを入力関係なんですけど、「根拠規定などについての担当者の認識不足が原因としています。さらに、上司も誤りを見過ごしてしまうような組織としてのチェック体制が機能せず」と書いてあるわけです。つまり、ここは一つの部分。また、同等のように、実は４ページの下から４行目のところにこう書いてあるんですね。「新規採用の職員を育成指導する立場の先輩職員（主任）や上長の一部に事務処理に対する知識や理解が不十分である傾向が見受けられます。改めて、各制度事務における法令や規則、マニュアル等を確認するなど、指導に必要な知識の習得に努めてください」と指導があるんですよ。だから、この辺のところなんだろうと思っているんです。ほんのちょっとのことだと思っているんです。といったところなのか、ただ、ここのところで、やります、やりますと言っても、私が言っているのは、そのきちっと原因が、年代別のゆがみがあって、それが継承されていかなかったり、例えばこっちに途中でコンサルタントのことが書いてあるように、外部に委託するためにノウハウが薄れていたり、そういうようなことが複合的になっているような気がするんですね。それで一番重要な、この住民票ということのミスが起きた。だから、担当者がいけないことなのか、そんなことを追及するつもりはないです。組織として、構造的な問題として、どういうふうに捉えているのかというところが僕は問題だと思っているわけです。だから、そこのところで、なぜ気がつかなかったんだろうかという思いがあって、それは

責めていることじゃないんですよ。どうしたら、その体制が少しでもいい方向に行き、こういうことが起こらないかということ、やっぱり議会とともに、また執行機関とともに考えなくちゃいけないと思っています。だから、そのところを責めるつもりではなくて、で、監査で指摘されちゃっているんですよ。そのところをどうやって受け止めているかということをお答えいただきたい。

○印出井地域振興部長 今、はやお委員からご指摘いただきました。冒頭、私も申し上げたかと思いますが……

○はやお委員 そうですね。

○印出井地域振興部長 やはり昨日の概括予算・決算特別委員会でもご議論いただきました。とりわけ地域振興部の中でも住民基本台帳、戸籍並びに税務と、いわゆる基幹系の業務というものについては……

○はやお委員 そうだね。

○印出井地域振興部長 これは間違いがあってはいけないところなんですけれども、現実には、実態として、これは千代田区に限らないとは思いますが、ヒューマンエラーがあるというようなことについて、我々として、千代田区としてどう対応していくかということについて、一つは内部統制の課題ということがあるんだろうなというふうに思っています。それぞれの根拠規定に立ち返って、それに基づいて事務を遂行していくということが、場合によっては少し薄れていた状況があるのではないかなという懸念もあります。

一方で、先ほど、冒頭ご指摘ありました犯歴事務に伴う公民権停止については、法の根拠がないという非常に曖昧な状況になっておりまして、自治体の間でも根拠をしっかりと確保するというような要望を出しているところでございます。そういう意味で、きちっとした法やルール、ガイドラインというのを整備できていないものについては整備していただくという考え方が一つあります。それから、もう一つはシステムで解決すると。ヒューマンエラーが起こるという中で、どういうふうにシステムを作っていくのかということについても、やっぱりそれぞれのところでしっかり検討していかなくちゃいけないと思います。

それから、やっぱり冒頭申し上げましたとおり、私の立場からどこまで言ってもいいのかなんですけど、やはりこれまでの人材育成の中で、若干、世代的に脆弱化している世代があって、とりわけ出張所等、比較的人数の少ない職場の中で、例えば主任主事がいなかったりとか、そういう事態が、それが決してミスの理由にはならないんですけども、そういったものについて、どうやって我々としても地域振興部挙げてフォローしていくかということについてはしっかり考えなければいけないなというふうに思っているところでございます。政策経営部、人事担当、組織担当ともしっかり連携をしながら、とりわけ基幹系の事務については、正直、冒頭申し上げましたようにミスがあってはならない中で、様々出ていくことについて、これはちょっと真剣に取り組まなくちゃいけないということで重く認識をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○はやお委員 そうだと思います。だから、そのところを本気度でやって対応していただきたいと思います。あと、私はずっと、常々、この前の行革を通しながら、そしてまた組織の在り方を言ってきたのは、やっていないとか言うつもりは全くないんです。行革、

あの当時は、やっぱり石川さんの世代のときに、少しでも財政をよくする、強い財政にしていくという中での対応。でも、やはり今回、このことを反省して、年代別にゆがみがあるんだ、場合により職種別にあるんだといったところを真摯に受け止めて、そして、今度は、またそういう境地に、そういう立場になったときも削ってはいけない職員と、まだここについては少し外部の力を借りると、そここのところの反省に入って、そして、よりよい、それは最終的には職員がしっかりしてくれば、やっぱり我々としては区民が幸せになるんですよ。だから、そここのところを建設的にやりたいと思ってる質問ということですので、またこれからもご理解いただいて、何か、私、はやおが言うと、何かこう、指摘してね、何かこう、あらを見つけているみたいなのというんですけど、決してそうではない。思っていない。（「被害妄想」と呼ぶ者あり）被害妄想か。構造的に理解していただきながら前向きにやっていきたいと思う。答弁は結構です。ありがとうございました。

○岩佐分科会長 はい。

ほかに、この205ページまでで質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 なし。ないですね。よろしいですね。

それでは、以上で、項2、総合窓口費の調査を終わります。

項3、税務費の調査に移ります、入ります。

こちらも、目1、税務総務費と、目2、賦課徴収費、それぞれ事業が少ないので一括して調査いたします。決算参考書の204ページから207ページです。執行機関から説明はありますか。ここはない。ここは説明。（「歳入のほうで」と呼ぶ者あり）そうだった。失礼しました。はい。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○米田委員 税務費のところ、1番になるのか、3番になるのかなんですけど、税の徴収について伺いたいと思います。住民税をはじめとして、各税については納期限が定められております。納税義務者はその期限まで自ら納税するのが国の徴収制度の建前となっていると思います。この納期限までに納付しなかった納税者は、いわゆる滞納者ということになりますが、行政、執行機関としては滞納者に対してどのように接しているのか、手続的な流れについてお聞かせください。

○齊藤税務課長 委員長、税務課長。

○岩佐分科会長 税務課長。

○齊藤税務課長 すみません、分科会長、税務課長です。

今のご質問、滞納整理の事務の流れということで理解しております。まず、滞納、期限が、納期限が定められておりまして、納期限内に税金を納付しない場合、区から催告を出させていただきます。督促を出させていただきます。督促ですね、すみません。申し訳ありません。督促を出させていただきます。その後、督促を出した後、催告に移らせていただき、そこで催告でも返答がない場合は、所定の手続によって、いわゆる財産等の差押えに移っていくという流れになっております。概略的にはこういうことになっております。

○米田委員 今、課長がおっしゃったように、督促状が発せられてから10日過ぎれば財産の差押えも対象となると。それでも完納しなければ催告書というワンクッションあるかと思うんですけど、差し押さえられるということになると思います。そういった人の中に

は事情があって、例えば昨今の物価高騰対策、物価高騰や自己都合によらない失職などが考えられますが、払いたくても払えない、そういった人たちもいると思うんですが、このような人たちにも財産が差し押さえられるのか、お聞かせください。

○齊藤税務課長 今のご質問ですけれども、督促を出して催告を行う、その後、その催告を受け取った、いわゆる税金を支払わなければならない方が区役所のほうにご相談にいらっしゃるという場合がございます。例えば、その納付の仕方の相談において、納付の仕方の中で、ご相談を頂いた中で、今、委員がおっしゃったように、会社が潰れた、例えば自分が病気になったとか、そういう場合については、いわゆる法に基づき、徴収猶予や職権による換価の猶予というのが法に基づき定められておりますので、その相談の中で相手のご事情を詳しくお聞きしながら、そちらのほうの手續ということで、すぐに、そういう場合にはすぐに、いわゆる取立てとか、そういうことには及ばないという場合もあります。

以上です。

○米田委員 そういった場合もあると、相談に乗っていただけると。仮に差押えをされてしまった場合、この差押えは滞納税金を完納しない限り、押さえが解除されることがないのか。と、また、分納、分割納付の取扱いを受けることができるのか、お聞かせください。

○齊藤税務課長 仮に催告の後、差押えをされた状況で、ご事情により、そちらのほうの納付の相談ということで、納付の対象者がいらっしゃった場合、場合によっては、今、先ほど申し上げたように、徴収猶予や換価の猶予という段階に移った場合には、やむを得ず払えない、例えば生活費が困っているとか、そちらのほうを差し押さえたら生活が困ってしまうとか、様々な事情によって、そこがそういう換価の猶予、徴収猶予とか、そういう段階になれば、いわゆる差し押さえしているものを解除するという方法が一つございます。

以上です。

○米田委員 ありがとうございます。いわゆる払いたくても払えない人、そういう人たちのことを納付困難者だと思います。このような人たちをどのように把握するのがスムーズに分割納付の取扱いにつなげていくポイントになってくると思います。現実の問題として、どのようなタイミングで納付困難者を把握しているのかお聞かせください。

○齊藤税務課長 どのようにそういうような方々を把握するかということでございますけれども、一番大きいのは、やはり督促状を出して催告をして、本人が自分に税金がかかっているということを自覚して、ご相談に来ていただいた時点が、いわゆるこちらが把握するということの、まず一番大きな段階になるとこちらのほうでは考えております。

以上です。

○米田委員 まあ、そういうことですね。納税催告やその後の差押えについてですけど、督促後、どれぐらいの時期を経て行っているのでしょうか。

○齊藤税務課長 法的に言いますと、催促、法に定める督促ですね、法に定める督促後、10日をもって、いわゆる滞納処分に、いわゆる差し押さえることが可能ということで、法には定めております。

○米田委員 10日とはいえども、10日以降にもなっている場合も多々あると思います。その上で、納付困難者の把握は早い段階で行ったほうが良いと思うんですけど、いかがでしょうか。

○齊藤税務課長 はい、もちろん委員おっしゃるとおりだと思います。いわゆる滞納が進

めば、当然、いわゆる延滞金という制度が国で定められておりますので、所定の延滞金がかかっていくということになりますので、早い段階でのご相談ということが大事だと思っております。

○米田委員 その上で、納付期限までに完納されなかった場合には、法律の規定に基づいて督促状を発するとなると。先ほどこのように答弁ありました。この督促状は、自主納付ができなかったときに徴収手続に進んでいく最初の手続だと思う。一方では、これから滞納処分の手続に移るので、その前に完納してくださいという呼びかけでもあるのではないかと思います。この理解は間違っていないかお聞かせください。

○齊藤税務課長 おっしゃるとおりでございます。督促状以外にも、いわゆる様々なキャンペーンとか、区のホームページでも、いわゆる納税の必要性を伝えているところがございます。また、納税をしなかった場合にはこういう状況になるということもお伝えしていますので、督促状以外にも、第一には督促状で気づくということはありませんけれども、日頃からそういうような、いわゆる啓発措置、啓発を行うということも重要だと思っております。

○米田委員 そういうことであれば、督促状は早期の完納を促しつつ、一方では、いつに納付することが困難な納付困難者を早期に把握して、適切な措置を講ずるための貴重な機会であると思います。この辺についてもいかがですか。

○齊藤税務課長 はい、おっしゃるとおりだと思います。（発言する者あり）

○はやお委員 まあ、理解、認識を共有していると今思いました。そういうことであれば、督促状が早期の納付困難者を把握する上で貴重な機会であるという認識、これはどのように活用していますか、この認識を。

○齊藤税務課長 督促状については納税が困難な方を把握する重要なポイントだということでございます。例えば納税の際に、督促状を出す際に、こちらのほうでも様々な工夫を行わなければならないということで、これを、例えば督促状の中に様々なこういうような、督促後にこういうようなこととなりますよということを通知するとか、様々な方法について検討しなければならないというふうに感じております。

○米田委員 ありがとうございます。そのとおりだと思うんですね。督促状を送るときに、例えばチラシを同封するとか、そういったことを活用することによって徴収制度を活用していただくの、私は、これ滞納整理につながってくると思うんですけど、その辺の考えについてお聞かせください。

○齊藤税務課長 区としましても滞納を、滞納者を減らす、納税を促進するという意味も含めまして、千代田区だけではなく、23区横並びで、様々な方法をやっております。また、課の中でも色々、こうすればいいんじゃないかということで様々なアイデアを日々出しているところではございますけれども、いろんなところで、そういった事例とかを研究しながら納税の促進を進めていきたいというふうに感じております。

○米田委員 これで最後にします。おっしゃるとおりで、23区では、例えば国税のベテランの方を短期で雇って、こういう徴収の仕方とか滞納整理を進めております。本区も様々な角度から努力しながら滞納整理を進めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○齊藤税務課長 おっしゃるとおり、様々な、当区でも会計年度職員で、国税、都税の○

Bに働いていただいているところでございます。いわゆる技能、知識、納税に関しては様々な複雑な知識があって、一朝一夕で身につくものでもございません。やっぱり人材の育成というのは非常に大事だと、税務行政における人材の育成というのは非常に大切なものだと思っておりますので、様々な機会を通して、様々な方法で人材育成を進めていきたいと思っております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかに200、このページで質疑はありますか、207ページまでですね。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 以上で、それでは、項3、税務費の調査を終わります。

暫時休憩します。

午後3時09分休憩

午後3時19分再開

○岩佐分科会長 それでは、分科会を再開します。

項4、文化学習スポーツ費の調査に入ります。

初めに、目1、生涯学習振興費、決算参考書206ページから209ページについて、執行機関から説明を受けます。ありますか。特にないですか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ありません。

○岩佐分科会長 はい。執行機関から説明はないようですので、委員からの質疑を受けます。209ページまでです。

○はやお委員 誰もやらないの。

○岩佐分科会長 やらないんですか。なし。（「なし」と呼ぶ者あり）

○はやお委員 やってよ。

○岩佐分科会長 ええっ。（「なし」と呼ぶ者あり）

○はやお委員 俺はやらないよ。（「なし」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと……

○岩佐分科会長 なしなら……

○はやお委員 だから一番、委員長が……

○岩佐分科会長 いやいやいやいや。

○はやお委員 分科会長がちょっとやってください。

○岩佐分科会長 やっていいなら、やっていいんだけど。

○はやお委員 ここは大概ね、（「やるんならさ」と呼ぶ者あり）こういうところは大串さんがよくやってた。

○岩佐分科会長 そうだね。

田中委員。（「1まで」と呼ぶ者あり）1まで。いや、10までか。失礼しました。そっか。失礼しました。ページじゃなかったですね。失礼しました。じゃあ、ちょっと、文化スポーツ一般事務費までです。ここまではないということで。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと1個だけいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この文化芸術支援のところなんですけれども、これは毎年同じ支援をしてくださって、多くは、いわゆる区がイベントをやって、いろんな方に参加していただくというんですけど、区民の自主的な芸術活動への支援については、200万円を上限に文化事業助成として、令和6年度は13

団体やってらっしゃるということなんですけど、これについての13団体、これ令和5年度は15団体というと、全部これは違う団体ということでよろしいんですね。

○武笠文化振興課長 文化事業助成につきましては、1団体、類似の事業につき3回までという上限でやっておりますので、同じ団体が入っている場合もございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。ということは、3年間受け取れるという理解でよろしいですか。

○武笠文化振興課長 そのようにお考えいただいて、よろしいと思います。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。これは3年間受け取って、で、その後に自主的にしっかりと活動を続けるという、その趣旨で、最初のこのイニシャルの部分の3年に手厚くするという、そういう趣旨だったと思うんですけども、やはり継続していく団体で、3年だけ潤って、その後にどうしても立ち行かなくなるという、ちょっとこの格差がすごく大きくなっている状況があって、その分割して支払えるやり方と、それからイニシャルだけで助成するやり方と、いろんな助成の仕方があると思うんですね。その町会みたいなコミュニティ団体みたいなのもそうなんですけれども、団体補助というわけではないけれども、事業の中で、特に区民の参加率が高い文化団体ですよね。文化団体ですとか、一つ一つのグループは、ある意味、そのコミュニティの事業の助成みたいな形で、その事業一つ一つの中でこれをどういうふうに審査してくるかというのは難しいとは思いますが、助成をしていかないと、結局継続できなくて、どんどん解散していくという状況になっていくので、そうすると、先ほどの、始まっちゃったけれども、始まりの部分だけもらっちゃって結局続けられなくて、始まりの部分だけもらい得みたいなものにもなりかねないので、ちょっとそこに関しては、いろんなやり方があると思うんですけども、この助成の仕方というのは、検討というのはされていないでしょうか。

○武笠文化振興課長 文化事業助成につきましては、様々ご要望を頂いているところではございます。現在の助成につきましては、200万円を上限としまして、人件費、設営費、事務費については5分の4、会場費については10分の9を補助するという仕組みになってございます。3年を超えて助成を望む声も頂いているところではございますが、現在でも多くの団体様から助成の申請を頂いて、選定で不採用となる団体も出ているところでございますので、より多くの方にご利用いただけるように3回上限ということで継続することを現在のところは考えてございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。会場費が10分の9の助成ということで、実は区内で一番、皆さん活動で困るのが会場費、これといった、今、ホールがない中で、内幸町ホールが今度、規則の改正を行って半額になるということも決まりましたけれども、安いお金で借りられる場所がないという中で会場の補助というのはすごいありがたいと思うんです。これに関しては、イニシャルの3年間だけではなくて、継続的にその会場に関しては何らかの補助をしていくとか、その、やっぱり助成の中でも継続的に必要なものと、そうじゃないものというのをもう少し分けて、できることとできないことというのをちょっと検討していただければなと思います。よろしくお願いします。

○武笠文化振興課長 現在、内幸町ホールもアースクエアも改修工事のため一時休止中ということで、区民の皆様には活動場所の制限など、ご迷惑をかけていることと思っております。内幸町ホールにつきましては、代替の会場を使った場合には助成をするような仕

組みを設けてございます。また、内幸町ホールにしても、ちよだアーツスクエアにしましても、改修後、リニューアルオープンいたしましたら区民の減額、優先利用の制度などを現在検討しているところですので、そういった中で区民の方が活動を続けられる、そういった制度について考えていきたいと思っております。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑がないようです。あ、ある。

田中委員。

○田中委員 206ページの8番の九段生涯学習館についてなんですけれども、こちらの運営について指定管理でやっていただいているんですけれども、以前にも指摘させていただいたんですけれども、こちら基本、千代田区在住の方が半数以上を占める団体の方々にご利用いただくということで、区からこの1億3,600万予算がついて運営を、区民の方々のために使いやすいご料金で使っていただいているということなんですけれども、どうも、そのグループの活動もしているけれども、その前後に個人レッスンなどを講師の方が勝手に入れてしまって、それはやっぱり趣旨とは外れてしまうということで、近隣のそういう同業の方からもやっぱり営業妨害だという声も出ていますし、やっぱりこういう状態は続けないほうがいいと思います。で、これが改善されていないということと、プラス、その個人レッスンの方々だけを集めた発表会みたいなものもこの間開かれていたりしたんですね。やっぱりこれだけの予算が区から区民のためにということとついているのであれば、やはりもうちょっとこの、性善説だけではない、使い方の例えばペナルティーを科すとか、そういう方向での新たな対応というのがちょっと必要になってきているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今ご指摘いただきましたように、区民自主団体と、それから一般団体という形で、この2区分で生涯学習館のほうの団体利用ということで運用させていただいておりますので、ご指摘のような状況があれば、それは確かにこちらの登録区分に沿っていない形の利用ということになりますので、何らかの措置を講ずる必要が出てくるかと思えます。過去にも似たようなお話を頂いたりしまして、ホームページ等々で調べて、それで、ちょっとこれはどうかなというところにつきましては、生涯学習館を通じて、ちょっとおかしいのではないかというふうなお申し出をしたりとか、そういった過去、事例もございましたので、そういった情報をちょっと我々のほうがキャッチしましたら、今申し上げたような形で適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

ほかに、このページで質疑はありますか。

○はやお委員 10まででしょ。

○岩佐分科会長 10まで。

○はやお委員 10までね。なし。

○岩佐分科会長 なし。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。それでは、以上で、目1、生涯学習費の調査を終わります。

次に、目2、スポーツ振興費、決算参考書208ページから211ページについて、執行機関から説明はありますか。特にないですね。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ございません。

○岩佐分科会長 はい。それでは、委員からの質疑を受けます。

田中さん、何か、さっき。はい、田中委員。

○田中委員 10番の新スポーツセンター基本構想の策定について、現在の進捗状況などを教えていただけますでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 現在の進捗状況というところでございます。昨年度は基本構想を策定いたしました。また、東京都に対しましては合同整備の協議をしまして、その協議に対する回答を今年度頂いたというところでございます。そういう状況の中で、今年度につきましてはスポーツセンターの基本計画の検討会というものを立ち上げまして、その検討会の中で各委員からご意見を頂きながら基本計画の策定に向けて検討を深めているという状況でございます。

○田中委員 はい。ありがとうございます。全体としては、あと何年ぐらいという予定で進んでいるのでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 基本構想の中でスケジュールをお示ししております。そのスケジュールに基づきますと、基本構想から7年後ということで令和14年度に向けての供用開始に向けて現在取り組んでいるというところでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

ほかに、ここのスポーツ振興費、何か皆さん、質疑はありますか。

○はやお委員 ここのところね、スポーツセンターについては基本構想で大分整理されて、当初は移転建て替えを体協を含めて希望されていたと。それがいろいろ、様々、今、低未利用地、今度新しい言葉を使うみたいだけれども、そこを使っの案をいろいろ整理したけど、現地建て替えになったと。そして、今、東京都の都税事務所のほうのところと合築ということ。これによって、スケジュールが、先ほどの令和14年という話が出たんですけども、実際ですね、例えばスポーツセンターが使えないとき、具体的に移行の話になるからこれからの整理ですよということになれば、それで結構なんだけど、一番心配されているのが、使えない時期、どのような対応で、施設、ここは完全に我慢してもらおうとか、いろいろあるだろうと思うんです。その辺の計画はどのような感じなんでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 実際に使えない時期、今の現スポーツセンターを使えない時期ですけども、基本構想のスケジュールにお示しをしていますとおり、解体工事という、その期間から施設が使えなくなり、建設が終わるまでということで、おおむね5年間程度の現スポーツセンターは活用できないということになります。その、では建て替え期間中の代替施設に関してですけども、これも基本構想に書いてありますけども、代替施設の施策については、民間のスポーツ施設を借りるなり、あるいは他自治体のスポーツセンターを借りるなり、もしくは大学と連携をする、もしくは暫定活用財産を使用して代替の施設を建設するなど、様々な可能性について今、検討を進めているという状況でございます。

○はやお委員 あと、体協の方々から一番ニーズがあったことというのが、大きな競技大会をするときに、正式にできる、例えばプールなんかについても、実際、今は足りない、長さが足りないコースもあるということなので、この辺のところが全てクリアされるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 現スポーツセンターにつきましては、プールの長さが足りない

ですとか、あるいは主競技場においても公式の競技ができないといったような課題を頂いているところでございます。今般、隣の東京都の合築につきましては、面積が広くなるということも踏まえまして、そういった課題を解決できるような施設整備に努めてまいりたいというふうに考えております。そういった解決ができるものと考えております。

○はやお委員 都税事務所のほうについては、当初は、あそこのところの施設を引き払うんではないかという話が出ていたんですけど、そこは既存として残るということでもいいのか、そしてまた、たしか地下のところに我々の文化財の倉庫もあると思うんですけど、その辺のところというのも留意しながら、今、計画を進めているということによろしいのでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 隣の都税事務所につきましては、今回、合築における協議書を送付した後に回答を頂いております。合築の方向性に異存はないというふうな回答を頂いております。また、主税局につきましては、合築において、同じようにそちらの複合施設に入居されるというふうな方針を示されているというところでございます。

また、現在の主税局、東京都千代田合同庁舎の地下1階には、文化振興課の所有する内神田収蔵庫がございまして、この収蔵庫につきましては、引き続き整備をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○はやお委員 いいです。

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。

秋谷委員。（発言する者あり）

○秋谷委員 いやいや。

スポーツ開放についてなんですけれども、これは男女を分けて全体の数は書いてあるんですけども、大人と子どもというのは分かりますかね。そもそも分けて開催しているのか。開催しているのであれば、人数が分かる、割合が分かるぐらいでいいんですけど。開催しているかどうかだけでもいいですよ。（「子どもの数なんて、難しい質問」と呼ぶ者あり）そんなことない。（「いろいろ不都合がある」と呼ぶ者あり）隠されているのか。ちょっと、大丈夫。

○岩佐分科会長 これ、調べ、ちょっと時間かかりそうですかね。

○はやお委員 分からないなら分からないで。（発言する者あり）

○岩佐分科会長 はい、生涯学習・スポーツ課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 すみません、ちょっとお時間頂いてよろしいでしょうか。すみません。

○秋谷委員 じゃあ、すみません。

○岩佐分科会長 秋谷委員。

○秋谷委員 開催、分けてやっているかどうかとも分からない。人数はもう、じゃあ、いいとして。（「ちゃんと言っちゃえよ」と呼ぶ者あり）この、これ。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 種目が幾つかあるかと思います。バスケだったり、卓球だったりという形で。一緒に現地の指導員の判断でできるものは一緒にやっているかと思えます、分けずにですね。卓球とかは多分そうかなというふうに思っています。ただ、バスケに関しましては、一定の年齢に達しない方が、お子さんだけとか、いらっしゃった場合に、やはり、ちょっと社会人と一緒にやるのがかなり危険な場合もあるということで、

現地の指導者の判断でやっていないケースもあるというふうには聞いておりますが、すみません、ちょっと詳細、必ず分けてやっているかというところまではちょっと、恐らく現地の判断になるかというふうに思います。

○秋谷委員 ありがとうございます。で、ちょっとその現場の、もちろん運用上の問題もあると思うんですけども、参加したお子さんたちが、ちょっと、少し気持ちよく帰れなかったと。その仕切りの場面で、そこまでしゃくし定規にやらなくてもいいんじゃないかというご意見を頂いたんで、今後は、もちろんけがもありますし、コート of 広さもありますから、それは運用上、いろいろお気を遣っていただくのは全然問題ないんですけども、行った子どもたちが楽しく帰れるような運用をしていただけないかなと。ちょっと抽象的で申し訳ないんですけど、橋場さんは分かっている。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 以前、そういったようなバスケのスポーツ開放に関しまして、ことを頂いたことがたしかございました。今、ちょっと申し上げたとおりではあるんですけども、なかなか、やっぱりお子さんだけで来てしまうと、言うことを聞かないでやってしまうということと、基本的にはお子さんだけではなくて、やっぱり保護者の方に一緒に来てくださいねというふうなお願いをしながら開放しているところでございます。たしか、そのときにはお子さんだけで来ようとしたのかなというケースだったのかなというふうにちょっと思っている。

○秋谷委員 その保護者が1人いて、お子さんが何人かいる。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ああ、そうです、はい、はい。かなと思うんですけども、なかなかやっぱりちょっと、ほかの社会人の方々との兼ね合いというのもありまして、ちょっとご満足いただけなかったケースがあったかというふうに認識しております。ちょっとそういう状況があるということは我々のほうも把握はしておりますので、ちょっと何かいい対策が取れないかというのを検討させていただければというふうに思っております。

すみません、それから、スポーツ開放の集計なんですけども、大人と子ども別にはちょっと集計はしていないということでございましたので、よろしくお願いいたします。

○岩佐分科会長 はい。

ほかに質疑はありますか。

○田中委員 体育大会について、区民体育大会ですね。こちらなんですけれども、競技がありまして、こちらの待ち時間は、今年度は短くなっていたりとかしますでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 待ち時間につきましては、昨年度と今年度を比べますと若干短くなっている競技も一部ございます。が、基本的にはそれほど変わらずという形でございまして、ただ、次の競技に、待ち時間があったために次の競技に出れなかったというようなことは極力ないような形で運営はしているということでございます。

○田中委員 区民の方々からも、やはり待ち時間が長くて、ちょっと参加をためらうというか、そういうことにもなっている、そこをどうにかしてくれないかというお声がかかなり多くありますので、今後なるべくご尽力いただければと思います。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ここ数年、以前に比べたら、かなり待ち時間のほうは短縮はしてきている認識でございます。それでもまだ多分長いというふうな方もいらっしゃるかなと思うんですけども、競技の事前説明とかもスポーツ推進委員さんを中心にオープン競技とかでもやっているんですが、なかなか、やっぱり、ちょっと人数が多いと一気に

説明することもできないで、説明もちょっと時間もかかってしまうというふうにも聞いておりますので、その辺も含めて、ちょっと大会が終わりましたら、また検討のほうをさせていただきたいというふうに思います。

○田中委員 ありがとうございます。これもちょっと以前からご提案をさせていただいているんですけれども、例えばそこにＤＸなどを取り入れて、その場で少人数のグループごとに説明しないで、もう事前に動画を送っておくとか、何かそういう画期的な改善策なども今後、もしできたら取り入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 動画を事前にというふうなお話でございますが、なかなか、一応、運営委員会のほうでそういうお話をちょっとさせていただいたところではあるんですけれども、動画を事前にどういう形で撮るのかとか、動画を撮るためにもスポーツ推進委員さんとかが実際、現地に出てやったりとかという、ちょっとそういう負担もあるかなというところで、一応、今までのやり方で当日、参加する直前に皆さんにお伝えすることによって、競技について公平にお伝えできているのかなと。仮にこれが事前に動画とかでというふうな形になると、動画を見ていない方がどうしてもいらっちゃって、出てきてしまったときに、かなりちょっと不公平感があるんじゃないかとか、そういったお話もございましたので、ただ、頂いたご意見は受け止めまして、今後、検討の材料にしていきたいというふうに考えております。

○田中委員 これはご答弁は要らないんですけれども、動画というのは一例であって、例えばイラストでお配りするとか、何か、何らかの形でということで、はい、お願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ありがとうございます。受け止めさせていただきまして検討させていただければと思います。

○岩佐分科会長 ほかにこちら、スポーツ振興費の中で何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

すみません、私、1個、お願いします。すみません。15のスポーツ振興基本計画の改定、主要施策の成果の71ページで、この、何ていうの、アンケートを行った、区民向けアンケート調査を行ったということなんですけれども、このアンケート対象2,000人の中に障害のあるお子さんの方の声というのは拾えているんでしょうか。そこをどれだけ声を拾うためにアンケート対象をどういうふうに、ちょっと工夫されたかというのがありましたら教えていただけますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 3,000人に対して一定数の障害をお持ちの方にも聞けてはございます。ただ、障害をお持ちの方を対象にして送ったというよりは、3,000人の中に障害をお持ちの方が回答者としていらっちゃったというふうな、そういう認識でございまして、またちょっとその中にお子さんがいたかまでは、すみません、ちょっとこちらのほうでは把握していないところでございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。お子さん、特に障害のあるお子さんがほとんどスポーツがやりにくい、水泳に限らずなんですけれども、水泳も断られたりとか、いわゆるボールを使う競技なんか体験できなかったりということをよく聞いていますので、ぜひこの新しいスポーツ振興基本計画の中には、そういったお子さんの状況も踏まえて計画策定に反映させていただきたいなと思っているんですよね。それで、じゃあ、障害者のス

ポーツはボッチャなんだよみたいな、もう今、障害者スポーツ、イコール、ボッチャとか、eスポーツみたいなことにちょっとなっちゃっているんですけども、そうじゃなくて、いろいろなスポーツに障害者の方もできる、参加できる、工夫できれば参加できる、あるいは環境を整えれば参加できるということはあると思いますので、そういったことをしっかりこの計画の段階からやっていただきたいので、ちょっとどこかで、関連団体ですとか、あるいは障害者のお子さんを持つ親御さんですとか、やっぱりこれからでもいいので声をぜひ聞いて、計画までに聞いてつくっていただければと思いますけど、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 まずパラスポーツ、障害者スポーツなんですけど、こちらのほうはパラスポーツという形で今回の、恐らく計画の中では定義が一定程度されるかなと。障害の有無にかかわらず、誰でも楽しめる、特別なスポーツではないという、スポーツの一形態というふうに定義がされるかなというふうに考えているところでございます。そうした中で、お子さんの、特にお子さんの障害者スポーツというお話でございますが、委員の中に東京都の障害者スポーツ協会の方がいらっしゃいまして、そういった方々の意見も踏まえながら、今のところの議論ですと、まだその障害者のお子さんというところまで具体的にフォーカスをしている状況じゃないかと思うんですけども、そういったご意見があったということで伝えてまいりたいというふうに思います。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。

ほかに、目2、スポーツ振興費の質疑はないということによろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。それでは、目2、スポーツ振興費の調査を終わります。

次に、目3、図書文化財費ですが、事業が少ないので、目4、社会教育施設建設費と一括して調査をいたします。決算参考書210ページから211ページについて、執行機関から説明はありますでしょうか。

○武笠文化振興課長 特にございません。

○岩佐分科会長 はい。説明がないということですので、質疑を受けます。211ページまで。（「なし」と呼ぶ者あり）ないの。

はやお委員。

○はやお委員 最後だね、はい。締めなんていうほどの内容じゃない。

先ほどのところで（仮称）四番町公共施設整備ということで、主要施策の42ページ、そして、また、図書館運営ということで、指定管理料の三百――あ、ごめんなさいね、指定管理料で事務事業概要314ページと、事務事業概要、ごめんなさいね、主要施策72ページのところで、トピックとして四番町の図書館、今の仮のところが図書館だろうとは思いますが、それぞれの入館者数とか等々あります。これについて、たしか、この四番町の図書館、仮のだよな、仮。で、平米数が、その仮の図書館の平米数と、そして今度、新たに複合施設のほうの図書館の平米数というのはどのぐらい違いがあるのかお答えいただきたい。

○武笠文化振興課長 申し訳ございません、仮施設についての平米数を持ち合わせていないのですが、新四番町施設のほうは、全体の延べ床面積が1,217.05平米という予定になってございまして、図書館部分はこの18.5%になります。単純計算ですと、約2,200平米ほどとなる予定でございます。

○はやお委員 この四番町の複合施設につきましては、当初2棟建てにしてくれというのは、我々、ある数名の議員のほうから考え、それが1棟建てですごく大きくなったと。こういう状況の中で、いろいろと動線だとか、それは何の動線かということ、あそこ、何だっけ、何公園だったっけ。（「東郷」と呼ぶ者あり）東郷公園。東郷公園のところの、との動線等々を考えて、入りやすいようにということで随分、みんなと討議した覚えがあるんですけども、この辺のところを踏まえて、その図書館ということについて、今後、今、どのような、というのは現状がこうありながら、あそこの人口がすごく増えているんですよね。そういう中に、今のニーズとして、あの当時のニーズだけではなくて、設計上、何か、どういふか変わったところというか、加味したところがありましたらお答えいただきたい。難しい質問。

○武笠文化振興課長 すみません、難しい質問を頂いたところなんですけれども、現在の設計では、1階の入り口から図書館にすぐ入れるような形になっておりまして。

○はやお委員 そうですね。

○武笠文化振興課長 入り口入って左から児童館、保育園のほうに上げられるようになり、真っすぐ入ると図書館に入れるといったような動線で計画されております。ですので、区民の方にご利用しやすい、増えた人口、特にお子様連れの方々にもご利用いただきやすいような設計を検討されてきたものと考えております。

○はやお委員 まあ、この辺のところも、急遽1棟建てに変更されたものですから、どのような動線を確保したらいいのかということについて、地元の議員である、あの当時、林議員のほうで随分知恵を出して、最初、少しぶんむくれていまして、なかなか出さなかったんですけども、そこをやりながらそういう結果になってきた。また、そのところが新しいニーズとしてね、今、まさしくそのところのニーズはその当時の地元の議員のニーズを出して整理しているんですけども、特段心配しているのが、あそこ、ちょっと鬼門なぐらい、なかなか工事が進まなかったことがあるので、どういうふうでね、また、新しいニーズとか地域のほうの何か要望というのがあるのかないのか。今、そういう動線確保については、当然のごとく、その当時のことはやってくれる。あっという間にその設計ニーズというのも古くなりますので、今、どのような、何かそういうもの、要望が加味されて検討されているのかどうかお答えいただきたい。

○武笠文化振興課長 現在、建築工事のほうが進んでおりまして、聞いた話では2階の床の部分まで出来上がり、さらに上が建ち上がっていくような段階まで来ていると聞いております。細かい設計のところでは、現段階で何か変更を求められるような要望が出ているということは聞いてはございません。ただ、細かな運用、これからの運用の部分ですとか、引っ越しなどに当たっての部分では、また様々ご意見、ご要望が出てくる部分もあるかと思しますので、その辺はまた出てきた内容に応じて対応していくものと考えてございます。

○はやお委員 最後。指定管理で運営されているので、ちょうどそこのほうのスケジュールについては先ほどのとおり、新しい業者じゃないと、なかなかそのニーズというのもしろいろとあると思うんですけども、その辺の切れ目というのはどんな感じの流れになっているのか。既存の今のところは何年で、で、新しい図書館、ごめんなさい、図書館に移行するに際してはって、切れ目がいくのか、ある程度クロスしちゃうというか、年数でどういうふうになるのか、そうならないように契約するんだらうと思うんですけど、その

辺はどのように考えているのか。

○武笠文化振興課長 指定管理の期間が、現指定管理については令和8年度末までが期限となっておりまして、新しい指定管理者を選定する予定となっております。新四番町図書館につきましては、令和9年度に引っ越し、オープンをするという予定で進めておりますので、新四番町については新しい指定管理者に運営していただくことになるという認識でおります。

○はやお委員 はい、分かりました。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 いいです。

○岩佐分科会長 ほかに、このところで質疑。

○のざわ委員 2の子ども、すみません、子ども読書活動推進計画の改定で、この主要施策の成果73ページ、この実績を踏まえた評価・課題のところでございますが、私、これ、とても大切な取組だと思っていまして、今後、8年度以降、どのような形で取組を継続されるのかということをお教えいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○武笠文化振興課長 子ども読書活動推進計画につきましては、昨年度、5年間の計画として策定したものでございます。図書館につきましては、指定管理者の運営により行っているところも多くございます。ただ、区としましても指定管理者と連携し、協力の上で事業を行っているところでございますので、この子ども読書活動推進計画に沿った形で指定管理と連携しながら子どもの読書活動の推進を図っていききたいというふうに考えてございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

あと、最後に、この次の4番、図書・文化財のデジタル化のところで、主要施策の成果の74ページでございますが、こちらでも図書のデジタル化が非常に大切だと思っておりますが、同時に私のこれ、性格かもしれませんが、写した本というのも、ほかの海外の歴史館等々におきましても、やっぱり原本のほうも残していくという事例も多く見られると思うんですが、個人的には、そのデジタルをどんどん、いろいろ知っていただくと同時に、原本のほうも、千代田区外かもしれませんが、どこかで大切に保存をされるということも重要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○武笠文化振興課長 図書ですとか文化財のデジタル化につきましては、業務上の書類のようにデジタル化したからといって、直ちに廃棄できるものではないというふうに認識してございます。デジタル化して、そのデータを活用することで、より多くの方に本であれば本に親しんでいただく、文化財であればその文化財を活用いただくという方向で考えますけれども、本物に触れる機会というのは大変大切だと考えておりますので、原本のほうも必要なものについては保存していく考えでございます。

○岩佐分科会長 よろしいですか。

○のざわ委員 よろしく願いいたします。

○岩佐分科会長 はい。

それでは、ここの目3、図書文化財費、目4、社会教育施設建設費を終わり、地域振興部所管の歳出の調査を終了します。

一般会計の歳入に入ります。歳入は一括で調査していただきたいと思いますけれども、

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。

決算参考書の24ページ、特別区税から、129ページ、諸収入まで、執行機関から説明はありますか。

○齊藤税務課長 決算参考書の24ページ、25ページをお開きください。右側の不納欠損額について、今回、数値というか不納欠損額が大きかったことについてご説明を差し上げたいと思います。

今回、不納欠損額、不納欠損につきましては、すみません、ちょっと申し訳ございません、不納欠損につきましては、既に調定した歳入を、放棄等の理由により収納することができなくなった場合、区として、これを欠損扱いするという処分でございます。この処分は、法規の定めにより、納付義務が消滅した債権に対して行うものとなり、単に徴収不能というだけでは安易に行うことは、行っていないというものでございます。特に地方税法におきましては、地方税法に定める根拠法令に基づきまして、不納欠損処理を行っているところでございます。

本年度、あ、令和6年度、特に今回、非常に大きくなった事由がございますので、そちらのほうをご説明させていただきますと、こちらのほう、1名の高額所得者による事案が発生しております。令和3年より滞納が発生しておりまして調査を実施したところ、刑事事件絡みの高額所得者の滞納ということが判明しております。その後、滞納者は有罪判決が確定するとともに、裁判所が財産を全て没収したというところでございます。そのため、国税、都税、区税、合わせて3税ございましたが、財産がないため所得税の執行停止を行ったところでございます。こちらの金額につきましては、区民税におきまして、こちらのほうにもございますけれども、7,044万7,000円余という金額で、1名ということとなっております。

簡単ですけれども、ご説明は以上でございます。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。

それでは、委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 よろしいですか。はい。ないよね。はい。

私、すみません、ちょっと1点だけ、今のご説明に対して。昨日の私の質問に対してご説明いただいて、ありがとうございます。ちょっとこれはイレギュラーなことだということでももちろん、ちょっとそういう、ふだんはないということなんですけれども、監査のところでも書いていなかったの、こういう、ちょっと金額の大きい不納欠損の場合というのは、報告とかはされないんですかね。不納欠損した理由というのが全部、いつも上げられていて、ホームページにも載っていたんですけれども、この件は書いてなかったんですよ。なので、いわゆる普通の家賃、区営住宅の家賃が取れなかったとか、そういったことは条例の7条事案として3件ぐらい載っていたんですけれども、この件は不納欠損の理由として載っていなかったの、ちょっとその不納欠損の理由の公開の仕方とかというのが、もしあれば教えていただけますか。

○齊藤税務課長 委員長。委員長じゃない、すみません、税務課長です。

○岩佐分科会長 税務課長。はい。

○齊藤税務課長 今おっしゃっていただいた住宅につきましては、区の債権管理条例に基づきまして報告しているものでございまして、例えばそれ以外にも区の債権条例に係る部分に関してはホームページ等で掲載しております。今回、私どものほうの税務課のほうの、いわゆる区税の地方税法に基づく不納欠損でございましたので、今回、こちらのほうの報告はホームページ等では特にしていないところでございます。

○岩佐分科会長 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、ほかに質疑がないようですので、これで地域振興部所管の歳入の調査を終了いたします。

以上で、本日予定していた地域振興部所管の歳入、歳出の調査を終了しました。調査漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。ありがとうございます。

総括質疑において論議することになったこともないということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐分科会長 はい。次回は10月2日木曜日午前10時半から、政策経営部、会計室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局所管の一般会計歳入及び歳出などの調査を行います。

以上で、本日の調査を――あ、はい、失礼いたしました。のざわ委員。

○のざわ委員 すみません、先ほど私、発言の中で、千代田区の中で、何でしたっけ、警視庁直轄の……

○岩佐分科会長 はい、警視庁のカメラ。

○のざわ委員 直轄のカメラができたというふうに聞いていると言ってしまったんですけど、それはないですということで、ちょっと訂正をさせていただけたらと思いました。

○岩佐分科会長 はい。ないということで。じゃあ、発言そのものを、それは訂正ということで、承りました。

○のざわ委員 ええ、よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○岩佐分科会長 ありがとうございます。ご丁寧にありがとうございます。

以上で、本日の調査を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後4時04分閉会